

平成16年第6回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成16年12月13日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

追加日程第1 発議第23号 平成17年度地方交付税所要額確保に関する意見書について

出席議員（47名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 安藤重夫 | 2番 | 翠幸雄 |
| 3番 | 安藤次郎 | 5番 | 国井博 |
| 6番 | 道下和茂 | 7番 | 吉田建夫 |
| 8番 | 日浦興和 | 9番 | 浅野英彦 |
| 10番 | 杉山一郎 | 11番 | 長谷川勝彦 |
| 12番 | 中村重光 | 13番 | 藤沢敏夫 |
| 14番 | 村瀬明義 | 15番 | 高木俊一 |
| 16番 | 若原敏郎 | 17番 | 瀬川治男 |
| 18番 | 堀守 | 19番 | 吉村優 |
| 20番 | 宮脇孝男 | 21番 | 小澤菊治郎 |
| 22番 | 川口金二郎 | 23番 | 後藤寿太郎 |
| 24番 | 小川幸雄 | 25番 | 園部隆雄 |
| 26番 | 山田澄男 | 27番 | 上谷政明 |
| 28番 | 大熊和久子 | 29番 | 竹中光夫 |
| 30番 | 大西徳三郎 | 31番 | 戸部弘 |
| 32番 | 林和治 | 33番 | 春日井万里 |
| 34番 | 宮川久夫 | 35番 | 高橋秀和 |
| 36番 | 高橋一 | 37番 | 出村宏行 |
| 38番 | 高橋義和 | 39番 | 高田弥 |
| 40番 | 遠山利美 | 41番 | 杉山潔 |
| 45番 | 瀬古孝雄 | 46番 | 鵜飼静雄 |
| 47番 | 川村高司 | 48番 | 三島智恵子 |
| 49番 | 白井茂臣 | 50番 | 中野治郎 |
| 51番 | 白木健 | | |

欠席議員（１名）

44番 稲葉信春

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-------------------|------|---------------|------|
| 市長 | 内藤正行 | 助役 | 高木巧 |
| 収入役 | 守屋太郎 | 教育長 | 高橋茂徳 |
| 参与兼合併 プロジェクト室長 | 新谷哲也 | 総務部長 | 溝口義弘 |
| 企画部長 | 高橋武夫 | 市民環境部長 | 土川隆 |
| 健康福祉部長 | 中村節 | 産業建設部長 | 服部次男 |
| 上下水道部長 | 林賢一 | 教育委員会 事務局長 | 堀部秀夫 |
| 根尾 総合支庁長 | 島田克広 | | |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 富田義隆 | 議会書記 | 今村光男 |
| 議会書記 | 杉山昭彦 | | |

開議の宣告

議長（白木 健君）

それでは、ただいまの出席議員数は46人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

なお、写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可いたしましたので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 安藤次郎君と5番 国井博君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（白木 健君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問の順序は、受け付け順であります。

37番 出村宏行君の発言を許します。

37番（出村宏行君）

議長のお許しを得ましたので、通告をしてあります2点の件につきまして、質問をさせていただきます。

まず第1点につきましては、真正根尾川スポーツ広場管理運営について、二つ目につきましては、ぎふクリーン農業表示制度についてでございます。なお、ぎふクリーン農業制度につきましては、一部詳しく御説明する点もございますので、よろしく御願い申し上げます。

まず、第1点目の真正根尾川スポーツ広場の管理運営でございますが、この問題については、特に市になりましてから、西部、西地区としては一番最先端の施設だと思っております。特に糸貫の方もございますが、これにつきまして、私も随分あの堤防道路を利用しておるわけでございますが、いささかちょっと疑問な点がございまして、的確なる御答弁をお願いしたいと思います。

この真正根尾川広場の管理につきましては、シルバー人材センターに委託されておると思っておりますが、現状、私以外の方が目視する限り、いまひとつ管理上に何か欠陥があるように思うわけでございます。大体年4回、センターの方で実施されているようですが、特に範囲がかなり広いというこ

ともありますが、作業内容は、果たしてどのような指示がしてあるのか、特に駐車場、サッカー場、遊歩道。サッカー場につきましては一部聞いておりますので、理解しております。

近年、特に真正のこのスポーツ広場につきましては、砂利の堆積も多くなりまして、その都度洪水等によりまして広場が浸水するというような状況も加味しますと、いささかこの問題については理解できるところもあるかと思えます。しかしながら、17年度より、非常に厳しい財政状況でございまして、経常的経費も削減する必要もあろうかと思っておりますが、しかしながら、現状の設備がある限りは、ただいま申し上げたように、堤防道路として、また景観的にも、施設としても、もう少しいい方法があるのではないかと考えております。こういう実態から考えまして、来年度もまた今年と同じような計画をされているのかどうか、こちら辺につきましては御報告を願いたいと思っております。

次に、ぎふクリーン農業表示制度でございます。

この制度につきましては、各種団体、農業団体についてはいろいろ実施されておりますが、私がきょう申し上げることにつきましては、特に富有柿の件でございます。

まず、クリーン農業ということはどんなものかということは御承知だと思いますが、一通り御説明を申し上げたいと思います。これは、消費者の農産物に対するニーズでございますが、安心・安全・健康へと移り変わりつつあります。一方では、農業生産においては環境への負荷に配慮した栽培方法が求められて、今年は特に生産性と環境の調和を図った農業生産をしていく必要があるかと思っております。

したがいまして、ぎふクリーン農業の取り組みにつきましては、我々マル系、本巢でございますが、その取り組み状況につきましては、ここ去年、おとしごろから大変、防除、生育関係につきましては、取り組んでまいったことは事実でございます。そういうような状況におきまして、一応平成17年度よりこの実施をする予定でございますが、県の方におきましても、11月30日現在において、マル系の柿については、そのような制度を認定するというようなことを内示として承っております。

このクリーン農業は、今申し上げたように非常に大切なことがございまして、過去とは違って、近年、特に消費者とのつながり、また市場とのつながりも切って切れない問題でございまして、どうしても実施していかなければならない問題でございます。既に、野菜とかナシ等におきましては実施されておりますが、富有柿につきましては、岐阜県下では初めての取り組み事業で、また、認可もそのように聞いております。こうしたことから、我が本市におきましてもこの取り組みをしていくわけでございますが、市といたしましても、今後、これなりに必要な応援もしていただかなければならないと思っておりますので、その考え方をお示し願いたいと思っております。以上でございます。

議長（白木 健君）

真正根尾川スポーツ広場の管理運営について、教育長の答弁を求めます。

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

真正根尾川スポーツ広場一帯は、旧真正町時代に、根尾川左岸、水辺の学校公園として、平成11年度、河川敷の有効利用を図るために整備を進めたものでございます。合併時におけるすり合わせの中で、スポーツに関する施設、サッカー場があるということで、真正根尾川スポーツ広場として本巣市体育施設条例に規定し、教育委員会が、サッカー場、駐車場、トイレ及びその周辺広場の管理を行っています。ほかのスポーツ広場同様、体育施設利用許可申請書を提出していただき、無料で使っていただいているところでございます。サッカー場としての利用がメインであり、混合土等を入れ整備してきたところでございますが、台風等によるグラウンドは冠水し、そのまま砂の多いグラウンドになっています。真正地域には、しんせい運動広場等の体育施設が整備され、施設の空き状況を考えて利用者の便を図っているところでございます。

また、施設管理の面で、本巣市シルバー人材センターに除草に関する業務委託をし、年間を通して4回ほどの除草をいたしております。

今後におきましても、予算の範囲内で適切な管理運営を行っていく所存でございます。

議長（白木 健君）

次に、ぎふグリーン農業表示制度について、産業建設部長の答弁を求めます。

服部部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは2番目の、ぎふクリーン農業表示制度について御答弁をさせていただきます。

ぎふクリーン農業表示制度とは、岐阜県が推進する制度で、堆肥等を適正に使用した土づくりを基本とし、従来の栽培に比べて化学合成農薬、化学肥料をそれぞれ30%以上削減して栽培された、安心・安全・健康な農作物に表示票を貼付して販売する制度でございます。本巣市においては、合計20件の登録がされております。

今回、糸貫柿振興会が登録されたことで、富有柿マル系の一層のブランド化が達成されることを期待しております。富有柿マル系の減農薬栽培については、本年度においても樹園地の除草剤を削減するための乗用草刈機の導入があり、県の補助に加え市の上乗せ助成もいたしました。来年度においては、除草剤を削減するための資材について県に助成の要望をされてはいますが、本巣市といたしましては、県の補助事業として採択があれば上乗せ補助をし、減農薬栽培の取り組みを支援していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔37番議員挙手〕

議長（白木 健君）

37番 出村君。

37番（出村宏行君）

自席にて失礼します。

1番の、真正スポーツ広場の件についてお尋ねいたします。

ただいま御答弁いただきました内容でいいわけでございますが、広場周辺の除草と申しされまし

たが、非常に範囲が広いと思いますが、特にもう少し南に遊歩道といいますか、ああいうのもあると思いますが、あそこら辺についての内容はいかがなものでしょうか。

議長（白木 健君）

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

遊歩道の除草等につきましては、今後、関係課と協議の上、進めてまいりたいというふうを考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔37番議員挙手〕

議長（白木 健君）

出村君。

37番（出村宏行君）

ただいま関係課とおっしゃいましたけど、教育委員会の所轄じゃございませんですか。むろん遊歩道の方が他の課ということであれば、他の課に質問をいたします。

議長（白木 健君）

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

申請許可は建設課が受けておりますので、建設課とよく協議をした上で対応をしていきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔37番議員挙手〕

議長（白木 健君）

出村君。

37番（出村宏行君）

3回目になりますが、それじゃあ建設部長にお尋ねします。

その答弁でいいわけですか。いいならいい、悪いなら悪いの点だけでいいです。

議長（白木 健君）

暫時休憩をいたします。

午前9時15分 休憩

午前9時17分 再開

議長（白木 健君）

それじゃあ再開をいたします。

産業建設部長（服部次男君）

それじゃあ私の方から御答弁させていただきますが、一応旧真正町時代に建設は建設課の方で担当し、この施設をつくったというふう聞いております。管理は今のところ教育委員会でやっていただきますので、建設時の問題もございまして、両方で協議しながら対応してまいりたい

というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

37番(出村宏行君)

4回目やけれども、議長、お許し願えれば一言申し上げたいと思いますが。

議長(白木 健君)

どうぞ。途中で終わるわけにいかへんで。

37番(出村宏行君)

今、建設部長の方から答弁いただいたことで理解しておりますけれども、事前の打ち合わせでは食い違いが出ておるようでございますので、十分、そのようなことがないように、よく勉強していただきたいと思います。以上でございます。

議長(白木 健君)

議席番号20番の宮脇孝男君の発言を許します。

20番(宮脇孝男君)

おはようございます。

時間どおり出てくる予定でございましたけれども、どうしても道を途中まで帰れという電話がございまして、急遽、途中まで帰りまして、所用を済ませて大変遅くなりまして、皆様に御迷惑をおかけいたしましたことを、心からおわびを申し上げます。

それでは、議長さんにお許しをいただきましたので、ただいまより3点、質問の通告をさせていただきますので、質問をさせていただきます。

それ前に、今回の水害並びに地震の災害でたくさんの方がお亡くなりになり、またこれから寒さに向かう中で、一日も早い復興を願うものでございます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1番目に地震台風災害について、2番目に獣類被害について、それから3番目が財団法人NEO桜交流ランド施設についての質問、以上3点をただいまより質問させていただきます。

今年の台風本土上陸が多発いたしまして、各地に甚大な被害をもたらし、また本県大垣地方、飛騨地方においても大きな被害をもたらしました。幸いにして、本巣市は、2度の大きな災害に遭うところを、紙一重の差と申しますか、大災害を免れた。農林業、道路、また河川においても、御商売の方にも、さして大きな被害はなく小災害で、住民の皆さんも一安心というところであったと思います。何分、最近の台風は短時間に多量の雨を降らし、予測のつかない大きな被害をもたらしている。特に本土上陸して大災害の地域では、土砂災害が多発し、住民の生命や生活の危険に直結しているだけに、本巣市としての風水害や大規模地震災害において初動マニュアルが先般できまして、皆様のお手元にも行き届いていることと思います。

本巣市の防災1・1地震災害、糸貫川河川敷地内での今年の水防団訓練等、南北に非常に広い地域での防災訓練でありましたが、特に根尾地域、奥地自治会の救助訓練参加が、一部のところで、肝心な根尾中学校での救助訓練による参加がなかったところがありました。私は、災害の救助訓練と申しますのは、旧根尾村の奥地にしますと、本当にどこの自治会をお訪ねしてお伺いいたしまし

ても70歳以上の方ばかりで、まさに前述に考えられないくらいの高齢化が進んでおるわけでございます。そうした中で、今回の自主防災組織の災害訓練というのは、私は本当にこの本巢市にとっては、これから災害、地震等の問題に対して一つの大きな提起をしたと思っております。これからもこういう訓練はぜひとも、大きな分野でも結構でございますが、もう少し小さな地域で、お年寄りを中心としたもので、いかに隣同士、また自治会同士が助け合わなければ、例えば災害が起きても助けることができないというのは、今回の京都の災害にしても、それから新潟災害にしても、私がここで申し上げるまでもなく、テレビ・新聞等によく御存じのはずと思っております。

そこで、奥地のお年寄りが参加できなかった理由がありましたら、ちょっとお尋ねをひとつしたいと思うことと、それから1級河川根尾川流域、国道157号線を挟んで、皆様が御存じのように根尾地震断層観察館、それから157号線を挟んで河川に大量の土砂が積み上げてございます。これにいたしましても、特別天然記念物根尾谷断層は、平成2年の集中豪雨で大きな被害を受けて、貴重な地震と古くからの資料を水没、流失し、あるいは破損して使えなくなったということで、大きな損害をこうむったわけでございます。また、災害に遭えば、復旧には多額の費用がかかることは皆様御存じのとおりと思います。そこで、ようやく復旧をいたしまして、ただいま動いておりますが、と同時に水鳥部落も道路よりも随分低いところがございます、田畑も水害に遭い、住民の不安も、真ん中にある土砂をどうして取れないのかということで非常に不安を持っておりますので、市としても今後、この土砂を、上級官庁でございます国土交通省及び県の河川管理課に対して、一日も早い取り除き、対岸住民、また下流の住民の方が安心して生活できるよう、早急に取り除けという要望をお願いしたいと思っております。

もう1点、5市町を襲った福井豪雨災害でございますが、被害状況の視察をいたしました。今立町を中心で1回行い、また後に1回参りましたが、やはり岐阜県の県境、旧根尾村の奥地と福井県とはちょうど馬の背中のように、一つ向こうは福井県、こちらは岐阜県、そのとおりでございますが、ここで同じような65ミリ以上の大雨が降りました。その中で、たまたま福井さんの方は5市町村が大きく災害をこうむり、また一番近いところでの災害と申しますと、山の伐倒処理、要するに雪害木と風倒木の処置ができていない。そういう近くの山林が大きく被害を受けられ、また、下流の方では、それによる田畑の浸水、また商工業が大きな打撃を受けておりました。根尾地区も、福井県に漏れず荒廃山林がたくさんございます。これは本巢地区にしても根尾地区にしても同じことだと思っておりますが、この伐倒処理を一日でも早く行っていただくために、市は今後どのような対策をお考えか、これもひとつ市の対策をお伺いしたいと思っております。

それから、こんなような山林行政で今後も本当に大災害から守れるのか、また下流の安全のためにも、何とか県・国に早い措置をお願いをして、安全に生活できるよう、よろしく中央の上級官庁に対して、できるだけ一日も早い方法ができますようお願いをいたします。

それから、本巢市でつくりましたマニュアル、皆さんお持ちになっておみえになると思いますが、災害が起きて、市長さんより皆さんのところに行くまでが、約60分で初動態勢がとれると一応マニュアルはできております。今回の中越地震、また京都の災害にいたしましても、くどいように

申し上げますが、住民に対する避難勧告等の情報がしっかりと伝わらず、大きな災害を受けたということは御存じのとおりでございます。こうした中で、立派なマニュアルができておりますが、そのマニュアルどおりでは、根尾地区の場合にいたしましても、ここ3年ばかりの豪雪で電気の不通が2日間も続き、奥地のお年寄りには、すべて昔はたき物でございましたが、ガス・電気等で暖房をし、生活をしておるということでございます。そうした中で、このマニュアルどおり動かなかったというのが災害の特徴であったと思います。

根尾村も、明治24年、濃尾大震災が起き、新潟地震での山古志村と同じように山腹等の崩壊を数十カ所で見受けられ、天然ダムを形成し、決壊で下流域にその後も大きな災害を及ぼしたのであり、今回の新潟地震を見る限り、また福井の台風災害も、現在の情報時代でもその情報の伝達ができない、どんなマニュアルも通用しないものであった。いつ起きるかわからないこの災害にどのように対処するのか、お尋ねをいたします。

例えば旧根尾村でも、大須、それから八谷、能郷、松田、小鹿、口谷でも、今一番出ております携帯電話が、通じるところと通じないところとあるということで、一たび道路、電気の流通ができないようになると全く孤立化してしまうということは目に見えておりますので、どうか市の幹部の方々もこういう点を御留意いただいて、一遍にやれといってもなかなか難しいと思いますので、小さなマニュアルで結構でございますので、来年また集中する災害が起きるころまでには、何とかそういう飛び地の、道路が壊れてもう行けない、電気も通じないというようなところにいい対策がないか、ひとつお願いをするものであります。

それから2番目に、獣類の田畑の被害でございます。

これも、山林はクマ被害、それから畑も田んぼもことしは大きな被害を受けております。いろんな事情はありましようが、年々この獣類の被害で、私どもの地方としては冬季間の野菜等も、収穫して畑にしまってあるやつまで全部、イノシシ、また猿等が持って行ってしまふ。あの広い地域でお年寄りが細々と畑を耕し、そして生活しておるわけですが、このような中で一番困っておるのが猿被害とイノシシの被害、それから最近多くなりましたハクビシン等、これもなかなか、出てきたのですぐ対処をせよということは大変難しいと思うんです。やはり銃器による捕獲、これはやはり特定の免許を持った人でなきゃできないと。そういうような絡みの中から、最近では、本当にうちの中まで入ってきて、ひどいところでは冷蔵庫まであけて中の物を持っていくような状態も二、三点、ことしになってありました。こんなことをやっておりますと、せっかく老人の元気な方が畑をつくり、これが大きな食料源となっておるわけですが、これもできないということになると、御老人の方の健康を維持していくためにも、今まで大変元気でやったものを猿が取ってしまう、イノシシが取ってしまうということになれば大変なことで、荒れるばかりです。せっかく圃場整備をして、お金をかけているんなことがやってあっても、すべてそこが荒地となる。このようなことでは農業の趣旨にも反し、いろんな問題等が多いかと思しますので、この辺も何かいい考えがないかということをお尋ねするものであります。

それから3番目の、財団法人NEO桜交流ランドの質問でございますが、桜交流ランドの設立開

業当時は1年に17万5,000人というようなお客さんもお見えになったんですが、最近では非常に少なくなったように感じております。施設が古くなったり、また各地に大きなものができて、競合の時代に入ったということで、大変これも難しいかと思うんですが、せっかく根尾地域で地域の人間を雇い、そして村とともに伸びるというようなことの中から大きな投資をしてつくったものでございますので、これも何とかいい方法を取り入れて、もちろん支配人その者が努力はしていると思うんですが、これも限りがございますので、市の方もひとつ十分応援のところを御配慮願って、入浴者増員、また宿泊者の増員を図れるよう、ひとつお願いをいたします。

もう1点、これはここに書いてございませんが、支配人の方の非常に根尾村での評判が悪い。と申しますのは、仕事に対しては熱心であるが、今まで根尾村ですべての品物等を調達しながらホテルで使用したりいろんなことをしておりましたが、これがどうも最近は一方向的な方向に向かい、地元のをあまり使わないというようなことが言われておりますので、どうかこの辺も理事長さん、質問の内容の中には書いてございませんでしたが、御指導をひとつお願いしたいと、こんなふうに思っております。

以上で、私の質問は3問、ただいま御報告させていただいたとおりでございます。どうかひとつ御返事のほどをお願いいたします。

議長（白木 健君）

地震台風災害について、総務部長の答弁を求めます。

溝口部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、地震台風災害についての御質問に対して、お答えをさせていただきます。

本巣市総合防災訓練につきましては、去る8月29日、全市を挙げ、災害発生時においてみずから何をすべきかを考えまして、実践的な訓練を通しまして、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図るため、それぞれ自主防災組織の参加をいただいたところでございます。

議員お尋ねの根尾地域におきましては、小規模な自治会の一部に、中学校で行いました模擬現地訓練に参加できなかった自治会がありました。小規模自治会につきましては、それぞれの地域の諸事情によるものと思われませんが、市といたしましては、小規模で、特に先ほども話がありました高齢者の多い自治会の総合防災訓練への参加というのは大変であるというふうに考えました。それで、今後は小規模自治会の防災指導を別途で、そういうところはそういうところなりのことを考えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、職員の初動マニュアルについては、震度5弱の地震が発生した場合は、職員は自動参集するというようになっております。その目安を、先ほどおっしゃいましたように60分、約1時間ということにしております。

また、県防災無線については、川村議員から一昨日の御質問がございましたので、お答えいたしました。非常電源として市町村ごとに専用の発電機が備えられております。議員御指摘のとおり、非常時には情報手段はパニック状態になることは予想されますが、市といたしましては、こう

したパニック状態を解消するため、市防災訓練、あるいは先般行いましたが、災害図上訓練等、こういうものを通じまして、非常時にもマニュアルどおりに冷静に対応できるよう訓練をする中で努めてまいりたいというふうに考えております。防災無線の整備、あるいは情報ネットワークの構築を図り、関係機関との相互の応援協定及び民間団体等の協力も賜りまして、情報の収集あるいは伝達手段の確立を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（白木 健君）

次に、獣類被害ついて、産業建設部長の答弁を求めます。

服部部長。

産業建設部長（服部次男君）

議員御質問の1番の、産業建設部にかかわるお答えについて述べさせていただきます。

まず、台風5号、6号、平成14年7月でございましたけれども、根尾地域における集中豪雨によりまして、根尾川に堆積がたくさんあったわけでございます。このことにつきましては、一部の排除につきましては県の方で対応していただいております。まだ残った部分がございます。この土砂について、早期に国土交通省・県に対して対応していただけるように私の方から要望をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、荒廃した山林の倒木処理につきましては、ただいま本巣市においては豪雪被害木処理事業によりまして対応をし、行っておりますが、引き続きこの件についても処理事業として行ってまいりたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

また、森林行政全般につきましては、国・県と協議をし、森林行政につきましては、住民の皆さんの安全確保のために邁進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、2番目の獣類被害について答弁をさせていただきます。

獣類の食害は、大部分が農作物であり、イノシシや猿を初め、ハクビシンやアライグマ等のペット等の野性化した動物により被害が発生しております。この対応については、市の補助事業により防護さくや電気さく等の設置により被害防止に努めていただいております。特に、個別による被害防護さく等の設置は、多くの対策費や労力の割りに効果が薄い状況でありますので、地区単位等のできる限り大きな団地による地域ぐるみの被害防止を進めていただきたいと考えております。市においては、有害鳥獣保護による駆除対策も、猟友会の協力を得て進めなければならないものと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上であります。

議長（白木 健君）

次に、財団法人NEO桜交流ランド施設について、助役の答弁を求めます。

高木助役。

助役（高木 巧君）

それでは、財団法人NEO桜交流ランドの施設につきまして答弁をさせていただきます。

財団法人NEO桜交流ランド施設うすずみ温泉は、主要施設でございます温泉館の建設が平成6年から7年にかけて、また宿泊施設ホテル館の建設が平成8年から9年にかけて、それぞれ建設をされております。温泉館は開業から10年目を迎えますし、ホテル館につきましては8年目を迎えたところでございます。

うすずみ温泉のような温泉施設は、水回りや機械、ポンプ設備が非常に多くございまして、開業5年目ごろから逐次修理等の手当てをしてまいりましたが、最近、特にお風呂場関係の設備及び機械に経年劣化によります修理及び改修が発生をいたしております。これは、議員御指摘のように、施設全体の老朽化によるものでございますが、うすずみ温泉は、開業以来、大改修は実施しておりませんで、改修の必要性を認識しておるところでございます。このため、改修部分の緊急度、あるいは老朽化の程度を分析いたしまして、事業費の平準化を考えた年度別改修計画を作成するよう、関係部局に指示をしております。

また、ことしの温泉入浴者の予想人員はどれほどかという御質問でございます。開業当初の約7割方と予想をいたしております。この入浴者減少の原因といたしましては、景気の低迷もさることながら、社会環境の変化もございまして、議員御指摘の、近隣市町村に類似の温泉施設ができたことなどによるものと推察をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、当該財団に対しましては、営業努力、経営努力、サービスの向上に努めることでもってリピーターの確保等、今後とも指導をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（白木 健君）

20番 宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

それではお許しをいただきましたので、自席で質問させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

総務部長さん、一つ質問でございますが、先回の質問のときにも、鵜飼議員さんですか、川村さんですか、この質問をされましたですね。ハザードマップ作成をしたらどうかという質問がございましたが、私、あの日にうちへ帰りまして、一応関係機関に電話を入れて、新潟大災害の後に、このままの状態では今までと違った、環境が変わり、非常に多くの災害が出るので、一度正しく新しいマップを作成して、災害を少なくしないかという新聞報道がございましたので、これについての質問をいたしましたところ、国土交通省も来年度よりハザードマップを作成するということが近日中に発表する予定ということでございましたので、いつかなと思っておりまして、本日発表をいたしまして、来年度より6年以内に全国の中小河川、2,300市町村参加を求め、台風による災害、地震による災害情報を、今まで60分置きに警報等を出してはりましたが、これを10分までに縮めて、60分から10分間隔で報道し、避難場所等、災害の場合に台風と同時に使用できるのか、そういうようなものも検討をしながら防災マップをつくると、こういうふうな、けさ、多分回答であっ

たと思いますので、一度お調べ願って、市としての特別の地域に合ったものを総点検をしていただきたいなど、こんなふうに思っております。これは、これからできる部門でございますので。

それから、今の理事長さんの御回答の中で、確かに財団法人は、なかなか、今どこの財団法人でももうかっておるところはありませんので、つくったものに対するもので、我々民間から考えると大変難しいようでありますので、これもある程度利益を上げないと続けていくことはできないと思います。ですから、民間のいいところをどんどん取り上げて、一度その辺も御考慮願って、根尾にただ一つの働く場所でございますので、これも何とか今の方法じゃなくして、少しは今の支配人を指導をしていただきながら、根尾の品物等も一部使っていただくというものをお願いをしておきます。

それからもう1点、この獣類の被害についての産業部長さんの御回答でございますが、狩猟者にお願いをして、そして有害駆除を行っておるわけですが、これも狩猟者は、火薬甲種、それから乙種と二つ取ると7万円くらいの税金を払って権利を取得するわけですね。そして、被害が出て皆さんから要請があると災害駆除に出るわけでございます。大変、これにはお金もかかりますし、市も大変だと思いますが、これも何かほかの方法を一遍よく相談をしていただいて、今までの教科書どおりの回答じゃなくして、いい方法がないのかということもひとつ。

当然、こういうものにはすべて、先ほどの3点の質問の中にも、自主的に住民もこれは考えてやらないかんことばかりだと私は思っております。そういうものも取り入れながら、銃器類だけに頼らない、猿の被害、これも私、福井県地方とか、それから三河地方、研修に行ったときやいろいろんな面で、電話をしたりいろいろなことをやりまして、魚網の古い網ですね、これを3回ばかり譲り受けてきまして、そして、これを張ったところにはある程度の効果があります。こうした面も、我々では限りがございますので、インターネット等を利用して、各地方、漁業をやってみるところの地方へ照会をしていただいて、魚網さえ大量に入れば、ある程度各自治会で団地化してやるということもできます。今は、どちらかと申しますと、人間よりもはるかにお猿さんの方が上なんです。ですから、もう何ともならんところまで来ておりますので、知事さんもかつては動物と自然、それから人間が共生して生きていけと、こうおっしゃいますけれども、この付近で見ると、確かにそれはいい言葉であると思いますが、やはり獣類との共生はできないと私は思います、今では。昔は、ほとんどクマも出ませんし、イノシシも出ません。猿も自分たちの分野を守り、出てこなかったわけですけど、最近、全然そういう人間対獣類との共生はできないということで、非常に困っておるわけですから、何とかひとつその辺も考慮に入れていただいて、ひとつ勘考願って、農業も安心してできるような、そんなに大きな農業じゃございませんので、ひとつよろしくお願いたします。

お願いばかりでございましたが、これで質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

ちょうど1時間たちましたので、暫時休憩をさせていただきます。

10時15分から再開をさせていただきます。

午前 9 時58分 休憩

午前10時13分 再開

議長（白木 健君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議席番号35番 高橋秀和君の発言を許します。

高橋君。

35番（高橋秀和君）

それじゃあ議長のお許しをいただきましたので、市政一般に係る質問を通告順に従ってお伺いをしたいと思います。

まず1点目に、さきに行われました第1回社会福祉大会の件について、市長と担当部長それぞれに御感想をお伺いしたいと思います。

第1回社会福祉大会が12月5日日曜日、糸貫ぬくもりの里で行われました。講師に東海林のり子さんをお迎えいたしまして、いきいきホールに入れぬくらいの多くの方にお集まりいただいて、盛大に開催ができました。やっぱり本巢市になると社会福祉大会も大きく変わるなあというふうに感じました。

一方、多くのボランティアの人たちが中庭でいろんな食事の準備をしたり、あるいは授産所の商品を買ったり、あるいは赤い羽根の募金の運動でいろいろなボランティアの方がたくさん活躍してくれました。そうした中で、いろんな声が聞こえてまいりました。実は、東海林のり子さんの講演会の後に、みつば、ほたる、杉の子園の子供さんたちが、音楽療法士の羽田先生の指導によって、3施設それぞれのところで生活している人たちが一堂に会して音楽会をやる。それを多くの人たちに見てもらいたい。でも、このプログラムだと、東海林のり子さんの講演が終わったらみんな帰ってしまう。何でやろう。正直そういう声を何人かの方からお聞きしました。何でプログラム組むときに私らの意見も聞いてもらえんのやろかという声が聞こえました。それで私はこう答えました。心ある人たちは必ず聞いてくれますので、その聞いてくれる多くの人たちに感謝をしながら、私たちも一緒に聞きましょうよと。

12時過ぎますとちょうどお昼どきでございまして、実はそのときに南の出入り口のところに所生たちがずーっと並んで、東海林のり子先生の講演が終わるのを待ってまして、講演が終わりましたら、入れかわりでステージの方へ入っていった。戸をあけたら、どっと大勢の方たちが外へ出てこられて、高橋さん、どうしようどうしようと言われた。大丈夫です、多くの方は残りますので、みんなで一緒に応援しましょうよと。10分ほどたって幕があきました。多くの方に残っていただきました。その中で、先生の指導のもとに、所生たちが「世界に一つだけの花」と童謡のメドレーと、最後に「明日があるさ」を手話でやってくれました。その手話を、最後に皆さんも一緒にやりましょうよと、所生の方たちが私たちに教えてくれました。涙をこらえることができませんでし

た。そういった多くのボランティアの人たちに支えられながら、授産所の施設の運営がされている。その人たちの、あるいは1年に1度の発表の場であったと。その部分についてどう感じられたのか、市長と担当部長のお考えをお伺いしたい。私の感想は今述べたとおりでございます。

それから2番目に、三位一体改革が本巢市に与える影響についてということでお伺いしたい。

この件について、大西議員が17年度予算についての御質問をされたときに、後から私の質問の中にもそういった部分があるだろうということでしたが、私はそういうことは全く考えておりません。何でかといいますと、三位一体改革が与える、本巢市に対する財政的な影響は一体何なのかと。端的なことを言いますと、補助金はずうっとエレベーター式に国から流れてきますが、交付税不措置になってきたり、あるいは減額されてきた場合に一体どうなっていくのか。国土交通省の越美砂防事務所が根尾地域に、過去は10億円以上の直轄事業があったと聞いています。今7億円ぐらいになったという話を聞いています。これは一体どうなるんやと。国が直接これだけやってくれたら、今度国から県にかわって、県の裁量でその事業は変わるのか。その辺についてよくわからない。もう一つは、総枠の予算が減ってくる中で、教育補助の問題とかというのは、県の財政が苦しい中で市町村にどうやってお金を回してきてもらえるのかという、その辺が制度的にどうなのか。どういう約束がなされてこの三位一体改革がなっているのかということが、実は私にはよく見えない。減額される金額とか、税源移譲されるという項目だけが来る中でよくわからないので、その点についてお示しいただければありがたいなと。私は、例えばということで、越美砂防事務所などという直轄事業は一体どうなるんですかということを書いておきましたので、そういった点についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、3番目に名鉄揖斐線の廃止に伴う代替バスについてなんですが、全協でも報告がありました。マスコミでも報道がありますので、方向性についてはわかるんですが、市民の人たちは一体どういう状況である電車を利用しているのかということを実際に調査をされて、代替バス路線を他の行政団体と行ってみえるのかどうか。

実は、穂積駅への直通バスを出しましょうよということを経営者に9月に一般質問をさせていただいたら、かなりの市民の皆さん方から、ぜひとも穂積へ行ってほしいよねえという声をお聞きしました。欲望ですんで、あるいは乗らないけれどもそういうのがあるといいなという方もお見えになるだろうと思いますし、逆に本当に利用したいんだと。実は今高校へ通っている親さんの中で、穂積駅まで子供を送ってみえる方がお見えになります。いわゆる名鉄へ走らないので、もう今からJRの穂積駅まで乗せて岐阜まで行かせているという親さんもお見えになります。もう12月になりましたので、来年の4月から通う高校を決める中学3年生の親さん方からは、名鉄がなくなった場合に岐阜へ行くバスはどうしたらいいんだろうか、じゃあどこの高校を受けたらいいんだろうかという不安も実は聞いております。前回の全協のときお伺いしましたら、真桑駅と政田駅を中心にとおっしゃいましたけど、美濃北方駅も北方千歳町も北方東口も本巢市の住民が利用する名鉄の駅だもんですから、その点についても十分検査をされ、精査されて、本巢市民にとって名鉄電車はどういう影響があるのか、どういう利用者たちがいるのかというのは当然調査もされているでしょうし、当

然どういふ代替バスが必要なのかということも調査をされているだろうと思いますので、9月以降の執行部の考え方は、あるいは状況は、相も変わらず同じ答弁なのかどうかお伺いをいたしたいというように思います。

4番目に、総合型スポーツクラブの取り組みと、それからスポーツ施設の整備についてと、それからまた国体の誘致と総合体育館についてという非常に長い題名でお伺いしていきますが、まず3月に市長が施政方針で述べられた文章の中で、生涯スポーツ振興にも努め、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、生涯にわたって豊かなスポーツライフが満喫いただけるよう総合型スポーツクラブの育成を図るとともに、その活動拠点となり、市民の交流の場にもなり得るスポーツ施設の整備に努めてまいりたいと考えておりますと。これを受けて大西議員が総合体育館の問題を述べられた部分は、前回皆様方御承知のとおりでございます。

それで、議員の皆さん方には渡っておりませんが、執行部の方には実は幾つかの地域総合型スポーツクラブの例を、資料として自分なりにまとめた文を書きました。

瑞穂の総合文化ホールで、岐阜県の主催で、加古川総合スポーツクラブの研究会というか、その事例報告会がこの春行われました。加古川総合クラブというのは、かなり早期に総合型スポーツクラブに取り組んでおられまして、全市にわたって行われています。当初は中学校単位で行ったんですが、今は小学校単位で行われて、クラブ活動が組織をされています。当然NPO法人で管理をされているんですが、クラブハウスという点で、これも大西議員から出たというふうに思っておりますが、クラブハウスをどう設置していくかということで、普通は1カ所にクラブハウスを設置して全体を統括していくんですが、ここは小・中学校や、あるいはその地域にあるスポーツ施設を利用して総合クラブハウスが整備をされている。それから加古川市は15万人ほどの人口だそうですが、あるスポーツクラブのどこにでも入れるというような形でつくられている。ここは実は総合体育館の建設運動の形で今進んでおります。どうも民間の資金を活用した形を考えておみえになるようです。総合体育館をここにやられようとしておる。

それから、富山県で福野スポーツクラブというのがあるんですが、ここは人口1万5,000人ぐらいの、今は合併して市になっています。2000年の富山国体で少年女子のバスケットボールの会場を誘致をいたしまして、同時に総合体育館の建設をした。あわせて総合型スポーツクラブのクラブハウスも含めて進めたという例でございます。この前には各スポーツクラブ連合や体育協会、体育指導委員会等々でその準備会を設置しながら、福野町のスポーツはどうあったらいいのかということをも十分議論しながら、この福野スポーツクラブというのは行われてきたということでございます。

次に、半田の成岩のスポーツクラブ。これは近いところですので多くの方も御存じでしょうし、マスコミでも何回も取り上げられましたので御存じだと思うんですが、これもNPO法人。さきの福野スポーツクラブもNPO法人でされております。ここは、成岩中学校の体育館が古くなったので、中学校の体育館を新しく建て直す。そのためにはどうしたらいいのかと。中学校の体育館だけでは、体育館を使う時間が限られているので、それじゃあ地域にも開放された体育館建設をしていったらどうかということで、実はここはもう初めに体育館建設ありきで総合型スポーツクラブを

つくて、総合型スポーツクラブを運営していくためにどういう体育館がいいのかという形で進められたというふうに伺っています。それがならわウイングという形でクラブ内に設置されています。この間ホームページを開いたら、やっぱりNPO法人の運営も難しんでしょうね、受験生用の英語塾を開催をしておみえになる。これはNPO法人ですので、やはり自分のところの経費を賄っていく上に必要な部分があるんだろうと。その体育館は、ホームページを開いてみますと、普通の体育館の上にテントみたいな、いわゆる屋根がついている。その屋根の下はゲートボールもできますよ、テニスもできますよ、フットサルもできますよという体育館になっているようです。やはり地域総合型スポーツクラブというのは、市長述べておられますように、地域のスポーツの振興をしていくために、ある意味では大事な要素であるだろうというふうに思うんです。それぞれがNPO法人を目指して、あるいはどういう形を将来していくんだという、ある意味の将来像を描きながらつくられてきております。その中で、体育館建設という問題を抱えたところが二つあった。本巢市も体育館という問題が残っていますので、それもまた後ほど述べさせていただきます。

もう一つ、実は目立たないんですけども、東京の杉並区に向陽スポーツ文化クラブという、これも地域総合型スポーツクラブと認められている団体がある。これは東京ですので、内容を見てみますと、私たちが思う地域の公民館活動に向陽スポーツ文化クラブという形で書いてあります。私はこの文の中に、文化というのが入っているのが非常にいいなと。地域総合型スポーツプラス文化というのがいいというふうに思いましたので、書いてあります。それと、なぜこれを上げたかという、地域の公民館的な役割を果たす中での地域総合文化クラブだと。加古川の方が瑞穂市にお見えになったときに、加古川スポーツクラブを将来どうされるんですかと聞きましたら、地域のコミュニティが非常に希薄になってきているので、このスポーツクラブに参加しておる皆さん方を通じて地域のコミュニティの促進に使いたい、その一翼を担えばいいという形で進められているということでございます。そういった意味で、二つの事例で地域総合型スポーツの中で向陽スポーツ文化クラブを紹介させていただきました。

次に、スポーツ施設の整備について、実はいろんな方から声を聞いています。一番大きかったのは、真正運動広場のあのすばらしい施設、あそこを多くの団体が利用して、炎天下で利用した場合に日よげがない、何とかしてほしいという声が上がってまいりました。施設として、あの広さ、交通の条件のよさですから、いろんな大会をあそこで開催したい。ですが、やはり急な雨が降ったときの逃げ場もない、そういった日よげがないので、どうにかしてもらえないでしょうかと。糸貫中学校にあるグラウンドのナイターがだんだんだんだん暗くなってきて、テニスコートの方が明るいもんですから、明るいところからボールが飛んでくると日陰になって見えにくいので何とかしてくださいませんか。

それから、こういう例がありました。実は本巢市体育施設条例に利用料金の問題が出ていて、どうもわからんとおっしゃったんで、何でしょうかと聞いたら、グラウンドは1日借りても無料だと。テニスコートは1時間幾らでお金を取られるんだよと。テニスコートってもともと有料なんだろうと思っていました、そうしたら総合グラウンドは無料だというんで、あの広さとかかった経

費から考えたらあれも無料はどうなんやと言われまして、調べてまいりました。ナイターの料金も言われたんです。コート1面で600円と、野球場を使って同じ600円かいと。これにはちょっと私も戸惑いまして、いろんな資料でこの条例をずっと精査をさせていただいて、これもスポーツ施設の整備の項目に当たるんだろうなあとということを率直に感じましたので、そういう広い利用者の声をどのように聞いて、どのようにこの条件整備がされていくのかということをお伺いをしたいと思います。

それから、国体と総合体育館の建設問題といったこと。

私は、国体誘致というのは大変お金がかかりますし、必ずしもよしとは思っておりませんが、さきの総合スポーツクラブの例もありましたように、富山とか、あるいは成岩みたいに、地域の総合スポーツや文化活動を進めていく中で、体育館を建設していく中でつくっていくというのも一つの形だろうと思います。12月3日にどうも国体の1次選考会の結果報告があったようです。もう決まってしまったんだろうなと思っていましたら、まだ幾つか決まっていなくて、私が聞いたのは、バレーボールの一部の種目、ハンドボールも体育館が必要だと、それからバスケットボール、空手、柔道あたりがまだ正式に市町村が手を挙げていないんで空きがあるという話ですよという話をお伺いしました。その後のことはわかりません。しかし、総合計画の中に体育館建設は位置づけられているというふうに認識をしております。いつか作るのなら、8年後に迫っている国体のときにもしその体育館ができていたとするなら、せっかくだから体育館をつくったんだから国体をやられればよかったのにねと言われぬように、今のうちに提言をしておいた方がいいだろうということで、この二つを追加させていただきました。地域総合型スポーツクラブを推進していこうとするならば、体育館建設もありきで、例えばNPO法人で体育館の建設をして管理していくなら、本巢市スポーツプラザも、あるいはそれぞれ持っている体育センターもひょっとしたらNPO法人で施設管理していただけるなら、10年後にはもう少し違った形の行政運営ができるんじゃないかなというふうに感じます。そういった点について執行部のお考えをお伺いをしたいと思います。

5番目に、市の組織について。

今、地域総合型スポーツクラブでも少しお話をしましたが、こういう広大な部分の政策を打っていく場合に、一部の部署だけでやっていけるのだろうかということを感じます。そういった意味で、市の合併後にさまざまな要素が出てきたので、私の中で考えたのは、いわゆるこういう総合計画をやっていく場合に、市長の政策室、あるいは総合政策室などを設けたらどうかと。

それから、今、過年度徴収は徴収係ということで税務課の方でやっていただいているようですが、過年度の未収金の徴収は今担当部署が行っております。どうせ徴収でそういう形で回られるなら、収入役直轄にされて、過年度分についてはそこで一応取り扱われたらどうかというふうに私はと思いますが、どうでしょうか。

それから施設管理について、先ほど出村議員からも根尾川の左岸のスポーツ広場の南側のことで出ましたけど、公園の管理は建設課、教育関係の管理は教育委員会という形になってはいますが、そういった屋外の部分はどこか1カ所で行えないだろうか、一括で。今回、席田北部に公園ができま

す。これも建設課が多分、形からいくとなるでしょう。真正の場合には、つくるときにつくった後の管理というのは違った形で進められてきましたね。今回、建設課で進められてきた根尾川左岸の部分は、今度つくった後は教育委員会の管轄、全部一括管理という形になっている。これは、制度も一つは検討する必要があるだろうということで、施設管理課を設けて、屋外の部分、芝生とか庭木とかは課を設けられたらどうかというふうに思います。

それから、承りますと、現在参与で非常にお世話になっている方が3月で戻られるという話を聞きました。じゃあ今現在の参与の役職の部分についてはどうなっていくのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

長くなりましたけれども、以上5点について執行部の見解をお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

第1回社会福祉大会について、健康福祉部長の答弁を求めます。

中村部長。

健康福祉部長（中村 節君）

第1回社会福祉大会の感想について、お答えを申し上げます。

本巢市になりまして初めての社会福祉協議会が主催します社会福祉大会が、12月5日日曜日でしたが、糸貫ぬくもりの里で行われました。式典、講演会、発表会等が開催をいたしました。ホール内での催し物のほか、中庭、ロビーではいろいろなパザー店が出店され、市民の方々800人来ていただきまして、それぞれに福祉大会を楽しまれたことと思います。市内3カ所の小規模授産所合同の音楽会では、所生31人が岐阜市の羽田先生の指導のもと2ヵ月間の練習に励み、当日は21人が舞台上がり、おのおの施設の紹介を所生が行い、練習の成果を遺憾なく発表いただきました。歌には、「世界に一つだけの花」、メドレーで「ひらいたひらいた」ほか5曲、最後に、議員からお話しございましたとおり、手話を交えまして「明日があるさ」と、たくさんの歌を披露いたしました。手話を交えての歌「明日があるさ」では、客席の皆さんも一緒になって手話を交えて歌い、舞台・客席が一体となって温かい雰囲気になりました。熱い感動と、胸に熱いものが込み上げましたのは、議員様だけではなく、客席の皆さんすべてであったと確信をいたしました。授産所の所生さんたちが毎日頑張っている様子を知っていただくよい機会であったと、私どもも感激しておりました。しかしながら、音楽会の開催時間が昼食時間と重なり満場の皆さんに聞いていただけなかったこと、並びにプログラムの組み方等、反省する点が多々ございました。今後は、主催者と参加者が一体となって一緒に楽しめるような事業の開催に向け、社会福祉協議会と十分な協議を重ね調整してまいりますので、なお一層の御理解と御協力をお願いいたしまして回答いたします。

議長（白木 健君）

次に、三位一体改革が本巢市に与える影響について、市長の答弁を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

三位一体改革が本業市に与える影響について、御答弁をいたします。

この三位一体改革の中で越美山系砂防事務所の事業についてのことで触れられましたので、最初に申し上げますが、ここは国直轄事業を端としているところでございます。したがって、三位一体改革の中には入っていないということでありまして、ただ事業費が減っているというのは、公共事業全体を減らしているという中で減っているということでございます。国庫の負担金、補助金、そういったものは地方へ流す事業にだけかかっているということでございますので、初めに申し上げさせていただきます。

平成18年度までの三位一体改革の全体像が11月26日に示されました。主な内容としましては、国庫補助負担金の改革でございまして、17年度、18年度予算におきまして3兆円程度の廃止・縮減をしようとする。さらに、税源移譲につきましては、16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特別交付金として措置された額を含めまして、おおむね3兆円を所得税から個人住民税へ移譲しようとするものであります。地方交付税につきましては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保するというものでありまして、その内容について見ますと、多くの課題が先送りされまして、地方の改革案の趣旨からしましても不十分という点があると言わざるを得ません。六団体のトップとして対応されました梶原岐阜県知事も60%の評価だと、このように言っておられますのはそういうことであります。

御質問の本市への影響についてでございますが、まず国庫補助負担金改革の影響でありますけれども、17年度、18年度の2カ年で行うこととされているだけでして、各年度の影響額がどれだけになるかは今のところ定かではございません。したがって、現時点で具体的な削減金額等を申し上げることは大変、ひとり歩きするということもありまして、どうかということでございますが、せっかくの御質問でございますので、現在考えられることにつきまして申し述べさせていただきます。

まず、改革の工程表に掲げられております廃止・縮減される補助負担金から推計しますと、農業委員会の交付金、公営住宅家賃対策補助金、さらに要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び学校教育施設費補助金などでありまして、概算しますと約1億5,000万が本市にかかわる削減というふうに見られるのではないかと思います。

また、地方交付税の削減額の見込みについて見ますと、全体像で地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することとされておりますものの、さきに岐阜県が行いました削減額の試算によりますと、本業市の17年度の影響額は臨時財政対策債を含めまして1億2,800万円の減というふうでございます。これは、財務大臣が経済財政諮問会議で10月22日に提出された資料に基づきまして全国知事会が試算したものでございまして、その程度の影響額ということになっております。これを合わせますと2億8,000万程度の減が見込まれるんですが、税源移譲が幾らになるかということはさっぱり今のところわからないという状況でございます。いずれにいたしましても、流動的な面がございまして、引き続き情報の収集に努めますとともに、地

方交付税については減に縮減することのないように、強く今要望活動を行っているところでございます。

以上で御答弁とさせていただきます。

議長（白木 健君）

次に、名鉄揖斐線の廃止に伴う代替バスについて、助役の答弁を求めます。

高木助役。

助役（高木 巧君）

名鉄揖斐線の廃止に伴います代替バスにつきましては、市長の行政報告でも御説明をさせていただいておりますが、現在沿線市町の対策協議会におきまして、揖斐線に並行している国道 303号を活用したルートなどの検討を進めているところでございます。沿線市町の対策協議会では、去る11月2日に岐阜県バス協会さんなどの交通事業者に対しまして説明会を開催いたしました。参入の希望があれば、11月末日までの間に具体的事業計画案の提出を求めましたが、事業者からの申し入れがございませんでしたので、現在既存路線を運行をされておられます岐阜バスと路線等について、中部運輸局岐阜支局、あるいは県の方々の参加もいただきながら、幹事会におきまして検討を加えているところでございます。国道 303号線に沿ったルートにつきましては、尻毛橋付近の交通渋滞などの定時性、つまり決められた時間に到着できるか否かということになってくるわけでございます。こういった定時性が確保できるかなどの課題もございまして、交通空白地が生じないよう、真正・北方・大縄場線、それから西郷線、曾我屋線、それから北方円鏡寺線などの既存路線のルートの変更、増便などを含めまして、沿線市町対策協議会におきまして今月中には決定をいたしまして、4月からの運行開始に向けて検討がされております。今後、市民の皆さんへの周知を図っていきたくて考えております。本市といたしましては、岐阜市方面への通学については既存のバス路線の変更などによる代替バス利用により、また大垣市方面への通学につきましては樽見鉄道を利用させていただくことで対応していきたくてというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

また、穂積駅への直行バスの運行についてでございますが、JR穂積駅までの最短路線でございまして、議員の御提案も理解できますが、9月議会で答弁させていただいたとおり、現在樽見鉄道と競合することに結果的になることから、樽見鉄道の存続を議論する中で本巢市の姿勢を踏まえますと、現時点では樽見鉄道存続の方向づけがされた後に議論すべきものであるというふうに考えておりますので、これにつきましても御理解をいただきたいと思います。

議長（白木 健君）

次に、総合型スポーツクラブの取り組みとスポーツ施設の整備及び国体の誘致と総合体育館について、教育長の答弁を求めます。

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

議員御質問の、総合型スポーツクラブの取り組みについて、お答えをします。

総合型スポーツクラブの育成は、文部科学省が策定しましたスポーツ振興計画の中にございまして、重点施策となっております。そこで、本市におきましても総合型スポーツクラブの設立を図っていくことが重要な課題と考えております。真正地域におきましては、体育指導委員、教育委員、中学校長、体協、スポーツ少年団の役員等で組織する設立準備委員会がその準備を進めておりますが、活動内容や施設面等でまだまだ多くの課題を解決しなきゃならない状況にございます。ほかの地域につきましては、現在まだ準備委員会ではありませんが、今後の設立に向けて長期的な展望の中で組織化を目指し、活動の拠点等も含め具体的なクラブ案をじっくり練り上げ、地域の実態に合った住民主体のクラブづくりに努めていくことが重要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、2点目のスポーツ施設についてお答えします。

真正運動広場の日よけの件につきましては、夏季の熱射病やにわか雨等、利用者の利便性、健康安全の面からも必要と考えています。したがって、どの場所に設置したらよいかを慎重に考えまして整備に努めます。なお、施設利用の料金につきましては、まだ調整がなされておられませんので、今後早急に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3点目の国体の誘致と総合体育館の施設につきましては、県の国体準備委員会事務局から本県市にも大会会場の希望調査が来ております。本市としましては、協力していくことを基本姿勢としまして、今後、総合計画あるいは財政計画を立てていきます。こうした中で十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（白木 健君）

次に、市の組織体制について、総務部長の答弁を求めます。

溝口部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、市の組織体制についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

行政組織体制につきましては、2月に合併をいたしまして10ヵ月が経過してきたわけでございますけれども、やはり事業・事務の推進を行うに当たりまして、事務分掌等においていろいろな課題あるいは支障が出てきております。これを踏まえまして、今現在、事務分掌の点検を実施しておりますところでございますけれども、またそれとあわせまして、来年度、第3次の権限移譲による事務もふえてまいります。そこらもあわせまして、今回この調査とあわせて、この調査をベースといたしまして、来年度には合理的かつ実効的な行政事務ができるような行政組織をつくってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、議員からいろいろ組織の案を御提案いただいております。この件につきましても、あわせて検討させていただきたいというふうに思います。御理解をいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

〔35番議員挙手〕

議長（白木 健君）

35番 高橋君。

35番(高橋秀和君)

それでは、自席で再質問を行いたいと思います。

一番最初の質問については、部長さんから意のあるところを御答弁いただきましたので、第2回目からは十分御検討いただいて、関係団体と調整していただければ結構かと思います。

2番目の問題について、私も本当によくわからない。一番心配しておるのは、市は今まで県・国同時にいろんな陳情をしてきたり、お願いしてきたりしてきました。いろんな部分が変わってくると、今度は県と市の関係として、今まで以上に県が大きな力を持ってしまわないだろうか、制度的に補助制度がなくなってしまった場合。例えば知事がどういった方かによって大きく変わっていくような気がする。隣の県で、岐阜県と合併しようとしている村の議案が12月に上がらなかったという問題なんか、その顕著な例だと。そういった場合に、この三位一体改革をしたことによって地方団体にとって本当によかったかどうかということは、その後にはかわからないような気がする。その辺について、制度の一番の問題は、金額を減らすということで物事は進められていますけれども、実際どういう形で市町村にお金が来るのかという問題、この部分をしっかり執行部の方は煮詰めていただきたいというふうに思います。その辺についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

それから市の組織団体について、私は自分の提案をさせていただいたので、それで結構です。どう変わっていくかは、市長が、御自分が執行体制をとられるとき、一番いい体制をとられるよう、御提言だけさせていただきます。

4番目の問題なんですが、どうせつくるならという言い方をしました。ですが、二つの例、教育長にお答えいただきましたけど、文部省がスポーツ計画で、今スポーツクラブをつくっていこうとするとき、一番最初に出ていたのは、一般の人たちのスポーツ人口が非常に減ってきている、スポーツになじめなくなっている、その機会をふやしていこうという形でこの計画が始まったんですが、総合計画をつくったときにはほとんどが中学生や小学生を対象にした形に偏ってしまいました。その中で、この三つの団体というのが非常に全国的に注目を浴びた。その中で、やはり長期的ビジョンに立って物事を考えておられる。

実はアドバイスがあるんです。福野スポーツクラブの上田さんという人からこういうアドバイスがある。「行政担当者は、そのまち、その地域の住民、団体の特徴をとらえ、どんなクラブが理想なのかを、概念図をあらわしてみよう。そのときに今までの慣習等にとらわれず、スクラップ・アンド・ビルドで大胆にやられたらどうか」ということを、福野のスポーツクラブを担当している方が全国に発信されておみえになります。成岩のスポーツクラブの方も同じようなことを言っています。スポーツクラブをつくっていくときには夢のような話なんですけれども、実現は大変困難ですけれども、やるという闘いの姿勢をやっぱり持ってほしいと。それから、今の子供たちのスポーツ環境をそのままにしておくのは、いわば雪山で甘美な眠りに落ちているようなもの。いわゆるスポーツに参加しなくなっている子供たちがたくさんいます。そういった意味の中で、体をつくる、健

康をつくるという意味でも、こういう総合クラブを通じてしっかりやるべきだということを指摘をされております。どうしても短期的な物の見方をしてしまいそうなので、総合型スポーツクラブというのは、私は10年計画ということで、体育館建設も踏まえて、国体も踏まえて、一度十分議論をされる、そういう準備委員会などをきちっと本巣市なら立ち上げるべきだというふうに今考えています。国体の誘致という問題は、やはり10年先のことを考えた場合に、教育長がおっしゃっているような形でやっていると、ひょっとしたら間に合わない場合もありますよね、もしやろうといった場合に。ということは、私が聞いているには、もう17年度にはほぼ開催地を決めるという話を聞いていますんで、具体的な日程まで私はわかりません。教育長が教育委員会の所轄でよく御存じだと思いますんで、やっぱりきちとした形でこの国体の問題は市民に伝えていく必要があるだろうと思いますので、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

もう一つは、教育委員会だけでこの総合スポーツクラブがやっていけるとは思いません。一ついい例を御報告しておきたい。これは福野なんです、福野の会員になっている人たちは食事管理と健康管理を1年に何回でも、パソコンで通じていますから行えるようになっているんです。いわゆる子供さんから大人まで、老人に至るまで、このスポーツクラブに入って、スポーツをすることによって、どういった体の健康管理ができるかということがこのスポーツクラブの中でテーマとなって、利用されている。こういうことも実は大事なことだろうと思うんです。いつでも利用できるということは、健康という問題でも大事だと思いますので、そういった意味でどのようにお考えがお伺いをしたいというふうに思います。

議長（白木 健君）

三位一体改革について、市長、答弁をお願いします。

市長（内藤正行君）

三位一体改革そのものは、御存じのように、地方分権を補完する対策であります。平成14年4月には地方分権一括法ができて、国から県、県から市町村に権限を移譲していこうということで進められているものですが、権限は移譲されても金はないというような傾向がございました。そこで、金もつけてやろうということで進められているのがこの三位一体改革であります。そうした中で、先ほど申しましたように、まだ今の段階では不透明なところがたくさんありますので、そういったところを十分踏まえながら進めていかないと。おっしゃるように、県の権限が強くなる部門も。義務教育の負担金、今度中学校の先生の負担金は県に移譲するという形になるわけですので、そういった点につきましては、中学校の教育をどう行っていくかということを含めながら県と市町村との関係を強めていかないと。あるいは県を通じてくるものがございますので、当然県政と連携を強めて、本巣市の補助負担金等が不利にならないように進めていかないと、このように思っていますので、よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

スポーツクラブ及び国体誘致について、教育長の答弁を求めます。

教育長（高橋茂徳君）

先導的な試みをしておられる事例とか、あるいは多くの皆さん方の英知を結集しまして、ただいま貴重な御示唆をいただきましたことも勘案しまして、今後慎重に、また喫緊の課題として考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

国体も、今申し上げた中に含まれた意味合いで答弁をさせていただいたつもりでございます。

〔35番議員挙手〕

議長（白木 健君）

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

3回目になりますので、最後に市長にお伺いしておきたいと思うんですが、本巢市になって、本巢市というもののネームバリューをどうやっているんところに発信をしていくかという、地域の特産とか名勝の部分が先へ行ってしまうと、本巢市というものが消えないようにしていかなきゃいかんかなということを感じるわけです。ということは、うすずみは知っていても本巢市は知らない、富有柿は知っていても本巢市は知らないということにならないようにしていくためにどうしていくかという問題も一つ残っているだろうというふうに思うんです。今、教育長から国体の件についてお話をいただきました。国体をするには財政が伴ってまいります。国体というのは体育館をつくっていかなくちゃいけない。最終的に国体をどうしていくかという問題は、私は市長が決断をされていけるものだろうというふうに思います。今、私は即答はいただこうとは思っておりません。どこでどういう方たちと相談しながらこの件について結論を出していかれるおつもりなのかだけお伺いをして、最後の質問としていきたいと思っておりますので、ひとつ本巢市長の答弁をお願いいたします。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

国体の誘致によって市の名声を高めるということも大事でございます。国体を誘致するということになりますと、入れ物が必要になってくるということでございます。入れ物については、はした金ではできない、相当大きな金がかかるということでございますので、先ほど教育長が答弁しましたように、十分総合計画を立て、財政計画を立てる中で考えていかなくちゃいかんと思っておりますので、あわせてその点も早急に検討していかなくかん問題だと、このように思っております。

だれに相談するかということにつきましては、当然関係の部署、あるいは上部機関、相当今までも視察もさせておまして、またスポーツクラブの育成等にかかわることにつきましても先進県を調べさせております。そういったことも踏まえながら、議会の皆様方と合意をしていかなくかん問題ではないかと、このように思っておるわけでございますので、よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

続きまして、12番 中村重光君の発言を許します。

12番（中村重光君）

議長のお許しをいただきましたので、通告どおり2点の質問をさせていただきます。

1点目は、本巢市役所の第2駐車場設置の件についてお尋ねをいたします。

本巢市の地域活性化行事も、合併協議会で当分の間、旧町村別に事業を展開していくことに決定し、実行している状況から判断すると、旧本巢町時代に実施している町民運動会、本巢源氏ほたるまつり、スポーツフェスティバル、もとす織部祭り等々、それぞれの行事の目的により、市民の健康と活力、個性にあふれた魅力ある行事として市づくりに貢献されており、関係各位には感謝を申し上げます。しかし、現在の社会情勢は、参加者の多くが自動車を利用し参加され、市役所を中心とした自治会、特に地元の中島地内の農道に路上駐車されるのが実情であります。旧本巢町時代であれば、人口密度から判断するもまだ容認できるかと思いますが、本巢市になって現市役所が中心的な役割を担うことを考えますと、現駐車場だけでは、今後想定される市主催の大型行事を実施する場合、今以上に混乱を来すことが予想されます。火災や地震、その他緊急災害が発生した場合、路上駐車が大きな妨げになる危険も考えられます。市当局が努力され、会社、神社等々の駐車場を確保し対応されていることについては敬意を申し上げます。が、行事内容によっては岐阜市、旧真正、糸貫、根尾等、近隣市町村からの参加もあり、対応にも限界があります。今こそ本巢市役所を中心として永遠に栄えある地域づくりを組み立てていくことが、我々議会の役割及び責務と考えます。地元関係自治会及び個人所有者の全面的協力を得て、第2、第3の駐車場の設置を本巢市づくり構想の重要課題として検討してはどうか、市長にお尋ねをするものでございます。

2点目は、道の駅の組織統合の件についてお尋ねをいたします。

織部の里も満4年を迎え、運営も順調に推移していると思いますが、さらなる発展を目標に、職員及び従業員、関係各位の御努力をお願いするものであります。織部の里の役割については、旧本巢町住民を中心に雇用確保の増大、農業生産者の意欲の高揚、特に高年齢層の多品種にわたる生産意欲等々は高く評価するものであります。織部の里を見る住民の意識が見られます。しかし、安心することはできません。日々努力を重ね、未来に向かって健全な経営を行うためには、目標を掲げて総合的ビジョンを策定しなければ、必ずいつか行き詰まることが考えられると思います。民間の経営のノウハウを導入し、日々研究を重ね、健全な運営を希望をするものであります。市民は、静かに両目・両耳で注視しております。織部の里のさらなる発展には、本巢市となった現在、うすずみ桜の里・ねお、柿の里等との交流は、今後お互いの事業として欠かせない重要課題であると考えます。商工観光課として、合併後、担当者を集め、お互いに共有の情報を持ち得ておるのかどうか、また今後の道の駅の組織編成は検討しているのかどうか、産業建設部長にお伺いするものでございます。よろしく御回答のほど、お願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

本巢市役所の第2駐車場設置について、市長の答弁を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

本巢市役所の第2駐車場の設置ということについての御質問にお答えします。

今、本庁舎の駐車場は約250台の駐車が可能です。この地域で開催されますもとす織部祭りとか運動会、こういったこととなりますと満車となりますので、庁舎付近の企業とか空き地なんかを借りまして対応をしているところがございます。ことしのもとす織部祭りにつきましては、市民スポーツプラザ、旧糸貫町にあります、この駐車場を利用してシャトルバスを運行してまいりました。

本庁舎の新たな駐車場の確保につきましてお申しでございますが、行政報告でも説明いたしましたように、市民スポーツプラザの駐車場に隣接します糸貫川の旧河川敷、これを活用した多目的広場の整備計画を考えているわけであります。ここは駐車できるスペースが約2万2,000平米になりまして、旧糸貫町で整備された駐車場を含めると、合わせて3万1,000平米とすることが可能です。したがって、大きなイベント等に対しましては、必要な措置、シャトルバスの輸送等、対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

本庁舎がこの地に決まりましたのは、行政的な分野での駐車場が非常に広くて、利便性が高いということが一つございました。しかしながら、イベントのために駐車場をつくるということになりますと、有効な土地の利用ということを考えていけばいいんじゃないかと、このように思っております。市民スポーツプラザの周辺を地域のイベント用の駐車場として整備をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

次に、道の駅の組織統合について、産業建設部長の答弁を求めます。

服部部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、2番目の道の駅の組織統合の件について答弁させていただきます。

現在の道の駅、織部の里もとすについては、指定管理者制度に基づき財団法人織部の里もとすを指定管理者に指定し、管理運営をしていただいております。したがって、その運営に関しては財団の理事会などで問題点等を検討されますので、市といたしましては助言等を求められれば相談に応じるという形で、あくまでも財団において主体的に運営をしていただき、市は側面からバックアップするという立場をとっていきたいと思っております。

次に、道路施設としての道の駅の管理について説明をいたします。

各道の駅の交流については、岐阜ブロック、中部ブロックの連絡会が毎年開催され、職員等が出席し、各道の駅の現地視察や情報交換等を行っております。先ほど申し上げましたように、織部の里もとすの管理運営は財団に一任しており、その経費は財団から支出されております。うすずみ桜の里・ねおは株式会社うすずみ特産に清掃業務等を委託しており、管理費は市の一般会計から支出しております。富有柿の里いとぬきについては、農産物販売所は地元の農家組織に施設を賃貸し、道路情報館等は市が直接管理して、管理費は市の一般会計から支出しております。このように、それぞれ管理する形態が異なっており、規模も違うことから、道の駅の管理体制は当面現状によるも

のと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、中村君。

12番（中村重光君）

自席から再質問をさせていただきます。

市長の方から先ほど御説明がありましたんですが、実は私ども第5回の定例議会で、長屋地区の測量調査設計委託料735万円が可決をしておったんですが、もっと事業内容等々についてこの時点ではっきりお尋ねすればよかったなあと、こう思っておるんですが、糸貫川スポーツプラザ前の駐車場に土地を買っていきたいということですが、それ以外に何か事業目的等々がありましたら、ひとつ発表できる範囲で結構ですからお願ひをしたいと思います。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

約3万5,000平米、あの地域はあるんですが、既に旧糸貫町の水源地、こういったもの、あるいは民間も若干ありますので、差し引きしますと3万1,000平米ほどになるわけでありまして。皆様方に予算をお願いしたときの考え方は、一部中島地域の方も入られますが、約1ヘクタール買収しまして、そこを駐車場兼スポーツ広場、ゲートボールとかグラウンドゴルフもできるような整備をして使いたいということで、これは税の問題もありますので、そういう形で活用していくということでございます。その整備の仕方は、ぬくもりの里にあります駐車場、ああいう形で整備しますと運動もできると。必要なときには駐車場にもなるということでございまして、ああいう形の整備をしたい、このように考えていたわけでございます。そのほかは駐車場として整備していきたいということでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、中村君。

12番（中村重光君）

今、事業計画について市長の方から御発表ありましたので、本当にいい事業を計画していただいておりますなあとというふうにはうれしく思いますが、うれしさ80%。できれば20%ぐらいは、私は本巢体育館あるいは北側の柿の今生えておる場所を職員用の駐車場として今後整備されて、本巢市の玄関口である駐車場を十二分とっていただいて、そして市民の皆さんに活用していただくという考え方でございました。ですけれども、私、先日、この糸貫スポーツプラザの前からこの市役所の前まで距離をはかりましたら1.9キロぐらいの距離なんです。ですから、今後大型の行事を実施していく場合、今の市長の御説明だと、あそこに大きな駐車場をつくり、なおかつ柿の里等にも活用していくんだというようなお考えでございますので、この件については了としたいと思います。

2点目は、建設部長は、私が何とか組織の再編成をというようなことでお願いをしたんですけれども、今のところそういう予定はないと、こういうことでありますが、私は、道の駅というのは三者三様の形態で運営をしておるということは、やはり近い将来、大きな負を市がしょうような形になりはしないかと。一つの例を挙げると、合併したわけですが、真正町のナシを織部の里で売るというようなこと、そういうものを積極的にこれから御指導していただくと。糸貫にはそれぞれの特産の販売できるものが恐らく相当あるはずなんです。だから、そういうものの組織を一本化をしながら今後の運営をしていかないと、大きな借金を市の財政が賄うと、こういうことにならないように頑張っていたきたいということをお願いをして、質問を終わります。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号48番 三島智恵子君の発言を許します。

48番（三島智恵子君）

二つの問題についてお尋ねをいたします。

第1点は野焼きについてでございます。

秋になりまして、農作業に伴う野焼きが行われております。さらに火災予防を含めて、堤防等の野焼きも大変頻繁に行われるようになりました。一般の家庭では、穴を掘って、いまだにごみを燃やしていらっしゃるという方もあります。こんな中で、付近の住民から、あるいは道路を通るドライバーの方から、非常に困るという苦情を幾つか聞いております。そこで、作業の時間等の事前通知、あるいは法的な問題などの指導が市としても必要ではないかというふうに考えますが、現状はどうなっているのか、そしてどう対処されるか、担当部長にお尋ねをいたします。

二つ目は、子供たちを守る施策の強化をしてほしいという問題です。

先ほどからいろいろな方が質問しておられますが、三位一体改革の中で、教育についても県や市の担う役割が今後大きくなるというふうに考えます。さらに現在、子供たちを取り巻く環境は決していいという状況ではございません。こんな中で、勉強のよくわからない子も、あるいは障害のある子も、みんな健やかに育てるとというのが私たち市民の責任ではないかと考えます。さらに、すぐ最近、私の近くで小学校4年生の女の子が下校途中に危険な目に遭いました。家のほんの近くです。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

第1点目は、少人数学級、あるいは30人学級について、市の担当者、教育長はどのように考えておられるのか。

第2点目は、障害児教育の施設の整備、あるいは義務教育終了後の支援体制の整備は十分かどうか。

三つ目は、学校安全サポーター、現在南部の方に2名配置されておりますが、これでは十分ではないと思います。今後、子供の安全を守るためにどのような手を打たれるつもりか。

以上、細かい点3点についてお尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

野焼きについて、市民環境部長の答弁を求めます。

土川部長。

市民環境部長（土川 隆君）

野焼きについての御質問にお答えいたします。

その前に、野焼きというのは、表現ですが、農業関係語でありますので、私どもの方からは廃棄物処理法で使っております野外焼却ということでお答えさせていただきます。

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2によりまして、一部例外を除いて禁止されています。一部例外として、国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却及び農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などが規定されておりまして、堤防の除草や農業に伴う野外焼却は例外ということで該当いたします。しかし、一般家庭のごみ焼却については禁止されておりまして、可燃ごみや粗大ごみとして、市指定のごみ袋にシールを貼付していただきまして、ごみ集積場所へ出すことになっております。野外焼却への対策といたしまして、既にごらんいただいておりますが、12月の広報紙におきまして、1ページ全面に野外焼却、野焼きの禁止ということで掲載をいたしました。また、環境監視員が、巡視中に野焼き現場を発見した際に、「野外焼却、野焼きは禁止されています」と、こういったリーフレットを配付するなど、指導に当たっております。また、悪質な事案に対しましては、県と連携を図り、対応をいたしております。認められた野外焼却の作業時間につきましては、法による規制はありませんが、作業の時間帯、焼却量の調整等につきまして、今後、環境監視員などによりまして啓発、指導に努めてまいりたいと考えております。

議長（白木 健君）

次に、子供たちを守る施策の強化について、教育長の答弁を求めます。

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

1点目の御質問にお答えします。

現在、本巢市では、岐阜県教育委員会の方針に基づきまして、少人数指導を実施しております。学習指導におきまして、学級とは違う少人数集団を編成します。確かな学力の向上のために、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導ができます。さらに、少人数学級と異なるのは、習熟の度合い、興味、関心、学習方法などの違いに応じて集団を弾力的に編成できることや、複数の教師とかかわることができるというよさがございます。これに対しまして、少人数学級は、1人の学級担任が今よりも少ない人数の学級を担任し、学習指導、生活指導を充実させることです。人数が少ない分、指導が行き届くことが期待できますが、30人を基準として試算しますと学級担任をさらに多くすることが必要になりますので、岐阜県教育委員会との協議も要することになります。また、その分、教室数がふえるため、学校によっては教室が不足するといった状況にもなります。したがって、現時点では全学年にわたって少人数学級を実施することは難しいことです。しかしながら、つい先日、12月8日に行われました県議会12月定例会におきまして県教育長が答弁いたしましたように、小学校低学年、特に1年生では、環境が急激に変化することや、基本的な生活、学習習

慣を早期に身につけさせる必要があるとして、少人数指導の効果を認めた上で、少人数学級についても指導を充実するための一つの方法として前向きな姿勢を示しております。したがいまして、本市におきましても、県教育委員会の指導のもと、いろいろなことを視野に入れまして検討を進めてまいりたいものと考えております。

次に、二つ目の御質問にお答えします。

9月の第5回定例会一般質問での答弁でお答えしましたように、本巢市内在住者で障害のあるお子さんが就学できる養護学校は、原則として県立大垣養護学校とされております。この学校が遠距離であることから、できる範囲内で岐阜市立岐阜養護学校にも受け入れていただくようお願いしているところですが、毎年希望どおり受け入れていただけるとは限りません。そこで、本巢市に養護学校を設置してほしいという要望があるかと思いますが、設置するためには、学校用地、教職員、学校施設など、多額な費用を必要とします。本巢市の人口、財政規模の状況では設置は困難であると考えますので、御理解を賜りたいと思います。

義務教育終了後の支援につきましては、就学指導委員会を通して、障害の種類や程度に応じて適切な就学先となる進路を選んでいただくような情報提供を進めております。

最後に、三つ目の御質問にお答えします。

奈良県の事件に限らず、本巢市内においても不審者や変質者があらわれ、若干の被害が起きております。児童・生徒が安全に登校し、安心して学校生活を送ることができるように、児童・生徒ふれあいサポーターの活用を進めております。現在は2名を配置しておりますが、そのほかに、各学校では集団による登下校の実施、防犯ブザーや子ども110番の家の活用など、子供たちがみずから自分を守るように指導しております。また、PTAや地域住民に協力を要請し、地域で子供たちを守る体制をつくっていただけるように努めております。具体的には、保護者や地域の方に、自動車運転中にPTA作成のパトロール中を示すステッカーや札などをつけていただいております。また、地域によっては住民が自主的に子供たちに付き添って登下校したり、登下校の道や時刻に合わせて散歩や畑仕事に出て見守ったりする活動をしていただいております。一層、地域住民の皆様方のお力添えで将来ある子供たちを守っていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

〔48番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

それでは、一つずつ再質問をしたいと思いますので、お願いいたします。

まず野外焼却につきまして、今市民環境部長から御回答をいただきました。法律的にはそのとおりだと思いますが、現実には、まだ畑あるいはその他のところに穴を掘って家庭のごみを焼却していらっしゃる方がございます。その結果、私が聞いているのは1度だけですが、火事と間違えられて消防車が来たことがあるという話も聞いておりますので、やはり現実にあることを環境パトロー

ルの人たちによく話をさせていただいて、見ていただくよう、これからも気をつけておっていただきたいというふうに思います。

それから堤防の焼却につきましては、付近を通る車が非常に怖いと言われるんですね、見えないということで。ぜひその点についても実際に作業をしていただく方に、県を通じてかもしれませんが、そういう点に配慮をいただくようお話をさせていただくとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

1点目の、穴を掘って、一般の家庭のごみを焼却されているということにつきましては、今後も環境監視員による巡回で指導してまいりたいと思っております。

また、2点目の堤防における除草の焼却ですが、いわゆる市が行う除草作業につきましてはすべて持ち出しということになっておりますが、国が行う除草作業につきましては現地で焼却されているのは事実でございます。こうしたことにつきましては、今後担当課を通じまして国の方へ、現地で焼却しないように、持ち出しの方向でということで、こういったこともあわせて要望してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔48番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

では、二つ目の問題について、もう一度お尋ねをいたします。

まず、第1点目の少人数学級の件ですが、ここに少人数学級をやってよかったという子供さんと先生の回答があります。これを総合的に見ますと、コミュニケーションがとれるようになって大変よかったということが多く、両方ともから出ておりますし、保健室へ来る子供あるいは欠席する児童が少なくなった、こういう報告も出ておりますので、今後ともぜひ少人数学級については前向きに進めていっていただきたいと思っております。先ほどの教育長の答弁ですと、小学校の1・2年生というお話でしたが、先日テレビを見ておりましたら、小学校6年生では学習の理解度が平均29%あるのに、中学1年生になったら一気に14%以下に下がるという報道をNHKがやっておりました。やはり小学生だけではなく、環境が大きく変わる中学生についても配慮が必要ではないかと思っておりますので、県の教育委員会へぜひそのような申し入れをしていただきたいと思っておりますので、その点についての回答を後でお願いをいたします。

二つ目の障害児の問題ですが、先ほど教育長から御答弁いただいたように、この地域の子供たちが養護学校へ行く場合は、大垣の養護学校ですが、現実に大垣の養護学校でも教室が足りないというふうに言われております。望む子供たちが全部すんなりと入れる、すし詰めではないような学級をつくっていただくために、障害児学校の新設や増設がぜひ必要だと考えます。9月にも申し上げ

ましたが、私は本巢市で養護学校をつくっていただきたいと言うつもりはございません。旧本巢郡でどうかというふうに考えておりますが、本巢郡内で養護学校へ通っていらっしゃる子供さんたち、あるいは特殊学級を含めても結構でございますが、どのくらい的人数がいらっしゃるのか、わかっていたらお聞きをしたいというふうに思います。

さらに、義務教育終了後の支援ということで、先ほどからお話があります授産所がありますが、そのほかに、障害児学級に高等部を設置してほしいという親の願いも強くあります。この点についても県教委等と相談していただきたいと考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

3番目の子供の安全を守るという点につきまして、今やっけていらっしゃることはお聞きをいたしました。さらに広い範囲で地域の力を引き出すために、旧真正地区では区民会議等をやっておりますが、そういうところの力、自治会長さんの力もおかりするという方向がより望ましいのではないかと思います。今までにそういう形で教育委員会から働きかけ等されたことがありましたら、お答えをいただきたいと。以上です。

議長（白木 健君）

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

まず1点目の議員御指摘をされました件ですけれども、十分考えていきたいということは、低学年に限らず、子供にどういう教育をすると本当に値打ちのある教育になるのかという観点に立ち、子供の教育をしていく上でどういう学級編制がいいのかということを含んだ上で考えていきたいと思っています。

それから2点目の件でございますが、議員のおっしゃいました瑞穂市、北方町、本巢市の2市1町で養護学校へ通っている児童・生徒は46人でございます。そのうち、内訳を申し上げますと、瑞穂市は26人、本巢市は12人、北方町は10人でございます。そのうち、岐阜聾学校とか、あるいは病弱の子が通っている養護学校、そういうことも今の数字の中には含んでおりますので、御承知いただきたいと。以上です。

それから3点目の高等部の件でございますが、この点も今の状況の中では難しいことだと思いますが、御意見があったということは承っておきたいと。以上です。

区長の件に関しましては、青少年育成会の方で呼びかけていきたいというふうな考え方を持っております。以上でございます。

〔48番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

この場で決着がつく問題ではございませんので、ぜひ県教委と協議が必要な部分はやっていただきまして、前向きに進めていただきたいと思いますが、一つだけ確認をいたしたいと。今、2番目の養護学校等へ通っていらっしゃる人数ということで、全体で46人というお話をいただ

きましたが、瑞穂市が26人、本巢市が12人、北方町が10人とおっしゃいますと48人になりますので、ちょっとトータルと合わないんで、私の聞き違いでしたら申しわけないんですが、確認だけしたいと思います。

教育長（高橋茂徳君）

大変失礼をいたしました。48人。

48番（三島智恵子君）

はい、わかりました。

以上で終わります。

議長（白木 健君）

それでは暫時休憩をいたします。13時から再開をいたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

議長（白木 健君）

それでは、引き続いて会議を開きます。

御報告をいたします。47番の川村君が、都合によって午後2時から早退したい旨の届け出がありましたので、許可をいたしましたので御報告をいたします。

それでは、22番 川口金二郎君の発言を許します。

川口君。

22番（川口金二郎君）

通告に基づき質問をいたします。

仮称ではありますが、市民憲章及び市の歌の制定についてお尋ねをいたします。

新市が発足し10ヵ月余りが経過し、大変多忙の中ではありますが、新市建設計画に基づかれ、着実に諸事業が進められていることに深く敬意を表しているところであります。

そんな中、市のシンボルであるすばらしい市章が5月15日には制定され、また今回、市の木、花、魚、鳥等の名称が広く募集され、1,200余通の応募があり、2月1日には決定、発表されることとありますが、本市に最もふさわしい名称が制定されるよう大きく期待をいたしているところであります。そこで私は、合併前旧4ヵ町村にその地域地域の土地柄、文化・歴史等々の特色を十分に表現されたすばらしい町村民憲章及び町村歌があり、長年にわたり、広く多くの住民から親しまれ、愛され、誇りを持って口ずさんできたことを懐かしく思い出させます。今はその歌声も、また憲章も唱えることもなく、聞くこともできなくなりました。一抹の寂しさを感じないものではありません。そのような思いから、私は、本市としての市民憲章及び市の歌を制定されてはいいかかと思えます。我々日本国民の多くが、国の象徴であり、平和のシンボルである国旗・国歌にみずから進んで愛着を持ち、国旗を掲げ、国歌を斉唱しているのと同じように、本巢市民として、市のシンボルである市民憲章、市の歌に対し、愛着を持ち、口ずさみ、斉唱することにより、本巢

市民としての感謝の気持ちと誇りを持つことができ、自覚され、なお一層の夢と希望に満ちた元気な日々の生活を送ることができないかと思います。市民憲章、市の歌を即急に制定されることを強く望むものでありますが、市長の所見をお伺いいたします。

議長（白木 健君）

市民憲章、市の歌の制定について市長の答弁を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

市民憲章、市の歌の制定につきましてお答えをいたします。

平成14年7月3日に開催されました第4回の合併協議会におきまして、慣行の扱いとなっております市民憲章、市章、市の木、花、魚、歌、鳥、こういったことにつきましては、新市において調整するとされております。

市章につきましては、御存じのように5月に制定させていただきました。市の花、木、鳥、魚につきましても、11月に1ヵ月期間かけて市民の方から募集をいたしました。先ほど議員おっしゃいましたように1,200余の投票がございましたので、現在集計をいたしまして、御発言のように、2月1日の1周年記念の日には発表をしたいと、このように思っているところでございます。

御質問の市民憲章についてでございますが、市が発足してもうじき1年になろうとしておるわけです、これがおくれているということにつきましては、大変申しわけないと思うわけでございます。この市民憲章と申しますのは、市の基本構想と深くかかわりがありますので、現在策定中の本巢市第1次総合計画の進捗にあわせまして制定作業を進めてまいりたいと、このように考えております。したがって、議会の代表の方とか学識経験者、市民代表の方によります市民憲章策定委員会というのを設けまして、ここで御協議をいただいて制定をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、市の歌につきましては、旧4町村それぞれ見ますと、議員御発言のように、町村歌が制定されておりました。そういう経緯を踏まえまして、市民の一体感を醸成するという意味からも、市の歌というのは大事ではないかと思えます。先進地の事例等を参考にしながら、今後、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔22番議員挙手〕

議長（白木 健君）

川口君。

22番（川口金二郎君）

自席でお願いします。

大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

何といたしましても、我々昭和1けたに生まれた者といたしましては、約半世紀によって、この旧町村民歌、また憲章を誇りを持って唱えてきたわけでございます。これにかかわるところの新しい市のこうした憲章、歌が制定されることによりまして、多くの市民から愛されまして、口ずさんで

いただくことのできることを、一日も早くできますことを大きく期待をいたしまして質問を終わります。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号29番 竹中光夫君の発言を許します。

竹中君。

29番（竹中光夫君）

議長のお許しを得ましたので、2項目について質問させていただきます。

質問させていただく前に、質問のための私の考え方を簡単に述べさせていただきます。

現在の世界各国は、ほとんどの国が主要経済の仲間入りをし、すべての国がグローバル化される時代となっております。中でも、東アジア圏においては、すべての国が共通化されようとしております。その中にある日本は、従来のように、日本一国のみが突出した経済成長をできるとか、日本国民のみが高い所得を得られる時代は過ぎ去ったものと考えます。今後、近隣諸国がある程度の経済水準に達するまで、日本の経済はこのままよくて横ばいであり、我々国民の所得も同様に、現在の水準を維持するのが精いっぱい時代が続くものと私は考えております。かつてのように、高い経済成長を得られない国家財政は年々厳しさを増しており、国としても行政改革、財政改革により国家財政の改善を図っておりますが、依然として不足する財政のため、地方への財政支援、補助を削減し、ひいては地方財政も自立を求める時代になっております。本巢市も、財政改革、行政改革のため、去る2月1日に4町村が合併したところであります。合併したばかりではあります。本巢市の3月31日の会計決算によりますと、経常収支比率が80.5%と高く、財政が硬直化していると指摘されております。今後、当市の財政が健全に推移していくためには、効果的な投資と資産の有効活用を一層推進していかねばならないときと考え、以下2項目について質問させていただきます。

まず最初に、下水道会計の収支改善のためとして、今回は農業集落排水特別会計に絞ってお伺いしたいと思っております。

この会計の現状を16年度当初予算から、皆さんのお手元にあると思っておりますが、私なりにその表を作成しましたので、ごらんいただきたいと思っております。

この事業のための管理費が1億9,800万円に対し、利用者の使用料収入は7,500万円であります。その収入割合は38%であります。その他利用率、稼働年月日等も参考に見ていただきたいと思っております。

そこで、一つ目の質問をさせていただきます。

現在、当市に6カ所の稼働している農業排水施設があります。この一覧表にありますが、この中で一つ、私、省略し過ぎたのでわかりにくいかと思っておりますが、下福島、弾正西、小弾正、北野と書いてありますが、これは北野春近に訂正をつけ加えていただきたいと思っております。

この6施設の利用率は、平均70%と低い水準にあります。この利用率を早期に100%にすべきであります。利用率向上のためにどのような方策をとられているのか。そして、6施設それぞれの

利用率の目標計画をどれだけとし、その目標を達成する時期をいつとしているのか、施設ごとに回答をいただけたら幸いに思います。

二つ目に、16年度当初予算における農業集落排水使用料収入は、直接管理費に対して49%と低い水準にあります。この農業排水事業に必要な管理費については、受益者負担とするのが原則であると私は理解しております。現在の使用料にては、仮に利用率が90%になった場合でも、直接管理費の支払いに不足する状況と推定します。この使用料は、将来引き上げる必要が生じてくるものであります。将来の財政負担をできるだけ軽くし、利用者の負担が急激に増加しないよう段階的に使用料を引き上げ、本会計の収支改善を図るべきでないかと考えます。

三つ目に、現在も本業と真正に新しい施設を計画中であります。既設の処理場の利用状況からして、今後の処理場建設に当たっては、加入予定者に、施設開始後3年以内に利用開始を確約する確認書を取り、かつ将来の必要使用料を該当住民に十分に説明し、住民が納得した上で処理場の建設を決定すべきでないかと思っております。いかがでしょうか。

続きまして、2項目めの土地購入は必要最低限にすべきでないかとして、都築紡績の跡地購入についてお伺いいたします。

8万坪余りある都築紡績の跡地のうち、北側の2万坪の土地を購入すべく交渉中ではありますが、その用途は、ストックヤード、下水処理場、幼稚園、そして給食センターとしての計画用地であります。その中の計画施設のうち、ストックヤードについては、現在、本市には山口地内に7,000平方メートルの土地があり、政田地内に3,300平方メートルの計画施設があります。この2カ所により、本市南部のための必要施設を十分補充できるのではないかと思います。これ以上の施設を必要としないのではないかと。合併した本業市が、合併の成果を上げるために必要施設の二重投資を避け、健全財政を図るべきでないでしょうか。

三つ目に、また下水場については、都築紡績の北にできた場合、処理する対象民家の大半が土地購入予定地の下流に位置しますので、ポンプアップを必要とする非効率な施設となります。そして、この施設を着工できる時期は、本市の財政事情により、まだ数年先とされておりますので、今急いで土地を購入する必要があるかとお伺いいたします。

そして、さきにも質問いたしましたように、この事業開始が本市にとって大きな財政負担になることを考えますと、いま一度十分に検討していただきたいと思っております。

三つ目に、幼稚園建設用地の質問については、さきに若原議員も質問されましたが、いま一度質問いたしたいと思っております。

購入予定地の隣地に、近い将来、大型商業施設が予想されていることを考えますと、幼稚園建設用地として本当に適正であるかどうかも十分検討していただきたいと思っております。これらの施設の適正と必要性及び必要面積を十分に検討し、本市の現在及び将来の財政事情を考え、必要最低限の土地を購入すべきであると私は考えます。また、本市として、将来最も財政収入を期待できる土地を、あえて本市が購入する必要があるのか。将来、本市の財政収入をできるだけ多くするためには、疑問の多いところであり、本市がこのほど所有することになった長屋の土地2万5,000平

米の土地を含め、本市が所有する遊休地の活用をあわせて、土地購入を検討すべきでないでしょうか。

最後に、この土地の購入資金についてお伺いいたします。

この土地を購入のための補助金は、どのような交付金が、いかほどの金額を予定でき、交付金を得られる時期はいつになりますか。そして、交付金を得られるまで、本市として借入金、借金がどれくらい必要になるか、購入期間の利子がどれほどになるかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（白木 健君）

下水道会計の収支改善について、上下水道部長の答弁を求めます。

林部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは1番目の、下水道会計の収支改善のためににお答えいたします。

まず一つ目ですが、加入促進につきましては、供用開始から3年間は排水設備新設工事補助金、排水設備等改善資金利子補給、排水設備工事費の高額負担に係る助成金などの助成制度を設けて促進を図っています。3年経過した地区におきましては、管理組合の御協力をいただいている地区、未加入者に電話等でつなぎ込みを依頼している地区など加入促進に努めています。今後も管理組合の協力をいただきながら促進していきます。

次に、利用率の目標は100%になるように目指します。また、時期は、下福島、弾正西、早野地区は25年度を、小弾正、高尾平野地区は20年度を、北野春近地区は22年度を目途に加入促進を図っていきたくて考えております。11月の各地区の利用率は、下福島地区73.7%、弾正西80%、小弾正90.2%、北野春近82.3%、早野61.5%、高尾平野82.4%であります。6地区平均で76.2%となり、今年度に入り、加入促進の対策による効果もあり、4.8%伸びております。

続きまして、2番目についてお答えします。

維持管理費に含まれる不明水、主に浸透水でございますが、その処理費、窒素、リンの高度処理に要する経費は、地方財政法第6条において、その性質上、当該企業の経営に伴う収入で負担すべきでない経費とされています。また、施設は一定規模の処理人口に対応できるように整備しており、その余分の経費は、現在の料金に上乘せすべきではないと考えています。各施設の維持管理費から、特別会計で負担すべきでない経費を差し引いた額に使用料が占める割合は、下福島77.2%、弾正西78.4%、小弾正51.4%、北野春近54.3%、早野38.4%、高尾平野24%であります。平均で57.9%となっています。規模の比較的大きい地区については、維持管理費に使用料が占める割合が利用率を上回っているところもあり、一概に使用料が低いとは言えないと思われま。今後とも加入促進を図り、維持管理費の確保に努めていきます。

いずれにしましても、使用料につきましては合併協の協定事項であり、当面、現行の使用料を維持してまいります。

3番目についてお答えします。

事業の実施に当たっては、事業の概要、概算事業費、分担金、使用料、宅内排水設備などの事業説明を行い、また、加入については同意書をいただいております。同意書には、処理施設が完成したときは速やかに宅内排水設備を設置し、公共桝に接続することを明記しています。今後も受益者の意向を十分把握し、事業に対する御理解をいただきながら推進に努めさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

次に、土地購入は必要最低限にすべきではないかについて市長の答弁を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

竹中議員の、土地購入に関する御質問に対しましてお答えをいたします。

個々の御回答に入ります前に、総括的に申し上げたいと思いますが、この土地購入につきましては、旧糸貫町時代に議会の協議も経て、取得するという方向で進んでおりました。合併になりました新市に持ち込みまして、皆様方をお願いをし、購入する方向で御理解をいただいております。そういう立場から考えますと、こうした質問が糸貫地域の議員から出るということは大変遺憾であると。他の議員から見れば、何を糸貫町議会はやっていたんだと、あるいは糸貫町行政は何をやっていたんだと、こんなふうにとられかねん点もあります。ただ、条件は若干違ってありますので、そういった点で御回答をさせていただきたいと思っております。

初めのストックヤードの土地が必要かとの御質問でございますが、現在、議員もおっしゃいましたように、本巢地域、真正地域、根尾地域で整備を進めております。特に、本巢地域と糸貫地域は17年度に整備すると、こういう形になっているところでございます。そういうことで、もう既にできている近隣の地域へ持っていったらいいんじゃないかと、こういうことでございますが、合併以前から各町村ごとに1カ所のストックヤードをつくるということで、旧糸貫町時代から進めてまいりまして、議会、自治会、この当時は区長会でしたが、説明しその方向で御理解をいただいて、用地取得も行おうとしているわけですし、現時点におきましてはその方針でまいりたいと、このように思っております。

また、2点目の下水処理施設用地の位置についての御質問でございますが、これにつきましては、旧糸貫町時代から位置の点、あるいは効率の点等々総合的に判断しまして、町議会、町の環境審議会、区長会、地元区への説明等々手順を踏んで決定し、用地取得に取りかかってまいったわけでございます。折しも合併ということでございまして、先ほど申しましたように、新市に持ち込んだ形になったということで、新市でもこの問題につきまして取り上げていただきまして、各部につきまして御理解をいただいております。そこで、位置がこの場所で行った場合に、効率が悪いんじゃないかというふうにおっしゃるんですが、これも糸貫町時代に御議論をいただいたところでございます。下流とおっしゃるのは東の方かと思いますが、その東の方でつくりました場合には、今度は処理水を東の方では排出するところがありませんので、糸貫川まで逆送せないと。ですから、放水をポンプアップする場合、あるいは処理水をポンプアップする場合、若干の

差はあると思いますが、総体的に見て大きな差があるわけではありません。ということも十分当時議論して、そして決めてきたわけでございます。

また、土地の購入時期が早いのではないかと、こうおっしゃるわけでございますが、土地購入につきましては、その土地の事情もございますし、また購入のチャンスというものもございます。新しい他の地域で求める場合、あれだけの価格でまとめて買えるかということになりますと、大変疑問な点がありますので、今回は、一括して公共用地として購入するチャンスが来て購入を進めていくと、こういうことになったということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

また、第3点目の幼稚園建設地には不向きではないかと、こういうことでございます。これは若原議員さんにもお答えをさせていただいておりますが、とにかく7町歩近い用地を確保できるわけです。大変広い用地に環境の修景等も行いながら整備をすることによって、そんなに外との関係は問題にならないのではないかと。特にバスで送り迎えが中心でございますし、むしろ子供たちは外で遊んだり、あるいはスピーカーなんかで放送しますから、恐らく騒音等の問題につきましても、むしろ幼稚園の方が大きな音がするのではないかと、このようにも思っていることでございます。したがって、そういった商業施設がどんな形でできるかということもわかりませんので、十分そういったことを見きわめながら対処してまいりべきことではないかと、このように思っております。現在はここに幼稚園も設置していきたいという考えで進めているところでございます。

また、購入資金についてのお問い合わせがありました。これは、土地開発公社で先行取得をしまして、購入するという形をとりたいと、このように考えております。これには、資金としては、先日もお答えしましたが、合併町村の支援交付金というのが7億円ございますので、これを活用してまいりたいというふうに思っております。この7億円の用途につきましても、県の指導がございまして、あんまり細かい事業に幾つにも充ててもらうのは大変困ると。むしろまとめて使ってほしいという指導もいただいております。したがって、できれば単年度で7億円一括してもらえればそれで済むわけですが、しかし、他の合併町村との関係もありますので、そんなわけにもいかんかもしれませんが、なるべくまとめて使ってほしいということも踏まえながら、何とか2年ぐらいで購入ができないかと、このように思っているところでございます。

また、借入金の期間とか利子につきましては、土地の引き渡しの時期もまだ決まっておりませんし、今のところはお答えするわけにはいきませんので、御理解いただきたいと思いません。

〔29番議員挙手〕

議長（白木 健君）

竹中君。

29番（竹中光夫君）

じゃあ、再質問させていただきます。

農業集落排水については、ことし16年度予算から見ますと、予算で拾った数字、3月31日だったんですね、私の拾った数字は、ことしは一生懸命頑張られたせいか、大変向上しているということ

で非常に努力を買いたいと思います。加入者が100%利用することを早期に達成できるよう、職員の皆さんが目標を持って職務に当たられるようお願いしておきます。

二つ目の問題について、事業費及び事業債のもと、元利償還金については、一般会計から繰り出すとされていますが、管理費については、今部長が言われましたように、一部については一般会計から繰り出してもいいということになっているようですが、大方については引き出す基準には該当しないんじゃないかなと思っておりまして、一般会計からその該当しない分を、繰り出し基準に合わないという特別会計は、独立採算であるべきだと思っておるんですが、一般会計から繰り出してもいいというのは基準があるはずですけども、基準を超えた支出がされておるんじゃないかなと思っておりまして。その基準を超えた繰り出しがされている理由と、それから基準を超えている金額はどれだけになるかを教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、三つ目の問題で、現在、文殊地区に公共下水が完成し、稼働を始めております。この施設の3年後の利用率をどれだけと想定し、そのときの一般会計の繰出金はどれだけくらい必要かお聞きしたいと思います。同じくまた、真正地区の大半を対象とする農業集落排水事業についても、稼働の時期、稼働から3年後の利用率、そしてそのときの一般会計から繰出金がどれだけの金額を想定してみえるのかお聞きしたいと思います。

市長からお答えいただきました土地購入については、確かに糸貫のときから説明受けております。ただ、条件が大分変わってきておると私は思ってお聞きしたんですけども、一番の大きな理由は、つい最近買われることに変わったり、寄付を受けられた土地が長屋に2万5,000平米の土地も出てきております。それらを考え、再度質問させていただきます。

糸貫地域の住民が、山口や政田のストックヤードを使うことで、大体納得できるような状況じゃないかなと私は思っているんです。だから、糸貫地域の住民の意見を聞いてから、ストックヤードの建設を決めればよいのではないかと私は考えます。旧町村に1カ所という考えはなしにしているかがでしょうか。

それから下水処理場についてですが、私が聞いたのは、都築紡績の南側の2万坪を予定しておりました。今度は北側2万坪に変わっております。ここで下水道処理場を建設することを広く住民に説明し、住民の納得を得た上で、なおかつ、処理場利用率が早期に所期の目標を達成できるかを確認した上で土地を購入すべきでないかと考えます。

それから幼稚園についてですが、幼稚園の建設場所は、園児がすべてバスで送迎されると考えますと、町の中心部にある必要はないと思われまして。今度、市が購入したり、所有することになった長屋に広い2万5,000平米も土地があることになります。この場所の方が環境がよいと私は考えますがいかがでしょうか。

それから最後に、この土地の購入資金についてですが、この土地の購入資金は合併支援交付金7億円を充当することとされておりますが、この交付金は、目的とする建物の設計・施工が確定しないと交付金が受けられないと理解しています。よって、この土地は借入金によって購入することになりますが、この土地の購入してから、計画の施設の一つでも住民の同意が得られずに計画が延

期、または中止になった場合、借入金の返済はどうなるのかという心配を私はします。また、土地をどのように活用していくのか、市長の方針をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

一般会計の繰出金について上下水道部長から答弁をいただきます。

上下水道部長（林 賢一君）

一般会計からの繰出金につきましては、現在の6施設につきましては、今年度予算での対応でやらせていただきますと1億3,700万円くらいになるんじゃないかなと思っております。率にしますと80%ほどになります。

それから、本巢の浄化センターの3年後の利用率でございますが、本巢の浄化センターは公共事業で行われておりますので、一応完成が25年度ということで現在動いておりますので、その全体での利用率でやらせていただきますと17%ほどになると思います。

あと維持管理費については、ちょっと今ここでは資料ございませんので、後でお答えさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

続きまして、真正地区の3年後の利用率でございますが、これも、一応現在では20年度稼働ということで予定をさせていただいております。それから3年後ということで、約45%ほどを見込んでおります。あと維持管理費についても、ちょっと資料ございませんので、後でお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上ですが。

議長（白木 健君）

ストックヤードについてと都築紡用地取得についてを市長の方から答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

本巢市の議会におきまして、説明をさせていただきまして、土地の購入について御理解をいただいておりますというわけでありまして。土地を購入にする場合には、目的がなくては行政機関は購入できません。この目的としましては、従来から述べております三つを目的に、さらに先日も申し上げましたように、広い土地がありますので、何とか給食センターも統合していけないか、こういうことも考えているわけでございます。そうした土地の活用方法ができれば、県の合併交付金は使うことができると、こういうことでございます。いろいろおっしゃいますが、当初、糸貫町時代から進めておりましたこの事業につきまして、当初の計画のように進めていきたいというのが現在の状況でございます。時は流れていきますし、環境も変わっていきますので、そういったことにつきましては、十分そごのないように対応してまいらなきゃいかんと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔29番議員挙手〕

議長（白木 健君）

竹中君。

29番（竹中光夫君）

部長さんに1億3,700万というふうに聞いたんですが、私、一般会計の基準を超える繰出額を聞

いたんですが、私の拾った1億 1,700万円もふえてしまうということはないはずなんですが、1億 3,700万、どういう数字だったんでしょうか。

上下水道部長（林 賢一君）

お答えします。

これは、維持管理費から先ほどの特別会計で見べきでない数値ですね、それを引いた額でございます。

繰出金については、きょう回答が出ませんので、後日お答えをさせていただくということで、御理解をお願いします。

29番（竹中光夫君）

以上で結構です。

議長（白木 健君）

あとの問題はよろしいか。都築紡の問題はいいですね。

はい、ありがとうございます。

それでは次に進めたいんですけども、多分鵜飼議員の質問は長くなると思いますので、2時まで休憩をさせていただいて、2時から再開したいと思います。

それでは暫時休憩をいたします。

14時から再開させていただきます。

午後1時45分 休憩

午後1時58分 再開

議長（白木 健君）

それでは引き続き会議を開きます。

お知らせしますが、一般質問の通告のない質問は、正確に答えるため通告制をとっておる関係上、通告のない質問については執行部が答えられませんので、なるべくひとつ通告書に従って質問をしていただくようお願いをしたいと思います。

それでは再開をいたします。

議席番号46番 鵜飼静雄君の発言を許します。

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

それでは、4点通告してありますので質問をいたします。

第1番目は、来年度予算の編成に当たってということで、これに関連して1点お伺いをいたします。

今、御承知のとおり、来年度予算の編成時期に入っております。この議会の中でも、市長から例年の70%の予算で、逆に言えば、30%削減の予算という方向が打ち出されています。そうした中で私が一番心配をしておりますのは、30%削減するということによって、合併に当たって住民に約束

してきた住民サービスの問題、福祉の問題等がなおざりにされていく、後退していくのではないかと、こういう心配をいたしております。これまでに合併したいろんなところを見ておきますと、例えば、全国的にも合併の先進地として視察が相次いでおりました東京のあきる野市、ここでは合併の際に、福祉、住民サービスは高い水準に、そして住民負担は低い方に合わせるという調整がなされました。けれども、2年目の予算の段階で、もうそれを見事に覆して、サービスの後退、住民負担の増大という方向が打ち出され、さらに5年後には、全面的に住民サービスの見直しをしていくという行政改革が押し進められました。さらに西東京市というのも御存じだと思いますが、ここはもっと早く、合併した翌年からもうそうした方向を打ち出したということがいろんな資料で明らかになっています。一昨年の12月議会のときに、糸貫町のときに、当時の内藤町長に、本巣市がそうした合併時の約束を破ってどんどん負担をふやしていく、福祉を後退させるというようなことがあってはならないということで、その姿勢をお伺いしたところ、そうならないようにしていかなければならないというふうに、当時、答弁をされておりました。私は、合併を推進していくために、あるいは合併について住民の同意を得るために、サービスは高く、負担は低くという約束をしてきたわけでありますから、これはいわば神聖な義務だというふうに思っています。したがって、財政が厳しいというのは現実でありますけれども、そのツケが住民にのしかかっていくようなやり方は絶対にすべきではない。もちろん、合併協議を、すべてが一切手つかずで、そのままいかなければならないというものではありません。財政状況、社会状況いろいろ変化があります。けれども、住民に対する約束については、先ほど申し上げたような神聖な義務だというふうに感じておりますので、簡単に変更されるようなことがあってはならないというふうに考えております。結論的にもう1回申し上げますと、30%削減という予算の中でも、やはり住民に対する約束はきちんと守っていく、そういう姿勢を貫いてほしいというふうに考えておりますので、そのあたりについての基本的なお考えをお伺いしたいと思います。

第2点ですが、市の計画を議決要件にという件であります。

地方自治法の第2条では、議会の議決を経て、その地域における総合的、かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならないと。基本構想については、議会の議決が要るんだということを言っておりますけれども、いろいろな総合計画、そのほか障害者計画とかさまざまな計画がありますけれども、それについては議会の議決要件にはなっていません。けれども、考えてみますと、市の予算というのは、そうした計画に基づいて計上をされてきます。その計上をされてきた予算を我々は審議するわけでありますが、そのもとになる計画についてはよそで決められるという、ちょっとしたねじれ現象が起きているのではないかとということを常々感じておりました。ところが、この10月の新聞によりますと、岐阜県議会で、県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例案をこの12月議会に出すということが報道されておりました。恐らく県も県議会で、議員提案で出されるんだろうというふうには思いますが、同じ報道によりますと、県段階でいいますと、既に8件でこうした条例ができているそうであります。先ほど申し上げましたように、議会というのは、国でいえば国会が国権の最高機関であると同様に、市政において議会というのは最高議決機関

でありますから、そこがいろんな計画については全く無関係で、それをもとにした予算だけ審議すればいいというのは、どうも解せないというふうに感じております。その点について、議会として、県議会みたいに議員提案でできればいいわけですが、まずその前の段階として、執行部としての考えをお伺いしたいというふうに思っております。

第3番目です。保育園等の学級担任は正職員にということであります。

保育園等と言いましたのは、幼稚園にも当てはまる部分があるからであります。一つは、発達段階の異なる各年齢に応じた保育を保障し、また同時に、若い父母の子育てを支援していく。そのためには専門的な知識を持った保育士の存在が不可欠であります。そのために、常勤の保育士、簡単に言えば、正職の保育士が各クラスで責任を持って保育をしていく、そういう体制が当然だというふうに私は思っておりまして、そうなおるんだらうと思っておりましたが、残念ながら、本巢市の、特に保育園の状況を見てみますと、未満児を含めまして全部で22のクラスがあります。未満児を除くと19であります。22のうち、クラス担任が正職員であるというのは15クラスであります。7クラスは非常勤特別職という形でクラス担任が存在しています。これは正直申し上げて、まさに不正常的な状態だと私は言わざるを得ないと思います。一挙にこれを解決するという事は難しいかもしれませんが、計画的にやっぱり改善を図っていくべきだと。それが子供を預かる施設としての、そして市としての当然の責任だというふうに思います。この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

これに関連してもう1点は、今申し上げたように、7クラスが非常勤特別職という形で存在しています。そのほか複数の先生が見えますので、非常勤の数はもっと多いわけではありますが、いずれにしても、この非常勤特別職というのは一体何なのかということが、この本巢市の中では、いまだにあいまいなままできているという事実があります。日々雇用の職員については、雇用、労働条件等に関する要綱が定められています。合併調整では、4町村の長が協議して定めるというふうに非常勤特別職の対応については定められていましたが、聞くところによりますと、いまだにこうした要綱ができていない。そういう中で、じゃあ一体どういう雇用形態をとっているのか、どういう労働協約等を結んでいるのか、その点まで不安になってきているわけではありますが、そのあたりの実態はどうなのかということと、ちなみに広域連合では非常勤特別職の雇用及び労働条件に関する要綱ができておまして、正職員の4分の3を超えない労働時間というふうに定めてあります。本巢市の場合、正職員と同じようにクラス担任を非常勤特別職でやっているために、4分の3を超えないという状況にはなっていないはずであります。そのことも含めて一体どうするのか、お伺いしたいと思います。

4番目ですが、市民活動への支援制度の制定をという点であります。

これは6月議会のときに、NPOなど市民活動への支援制度をつくってほしいということを申し上げました。細かいことはそのときに申し上げましたので、簡単に申し上げますが、新市建設計画は、行政と住民が協働するまちという中で、その主要事業としてボランティア活動、NPOの育成支援、これを明記しています。その具体策として、NPOなど市民活動への支援を市として制度的

に確立していく必要があり、そういう段階に来ているのではないかというふうに思います。とりわけ福祉や環境、いろんな分野で市民の協力をいただきながら行政を進めていかなければならない、そういう時代に来ていると思うんです。したがって、なおさらそのための支援制度を確立すべき段階に、今、完全に至っているというふうに私は思っています。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

以上4点でございます。よろしく。

議長（白木 健君）

来年度予算編成について、市長の答弁を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

来年度の予算編成につきましてお答えをいたします。

現在、各部局におきまして、来年度の予算につきまして見積もりを行っているところであります。

今回の予算編成では、経常経費の抑制と新市建設計画に掲げた施策事業の着実な推進を図りますため、新たに一般財源を各部局に配分する財源配分型の予算編成に取り組んでいるところであります。一般財源ベースで、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費、投資的経費や特別会計繰出金を除きまして、平成16年度当初予算に要しました一般財源のおおむね70%を目標に、積算をするよう指示をいたしておるところでございます。そのためには、各部局が所管します各種の既存事務事業につきまして、全般的に見直し、行財政全体にわたる改革を積極的、かつ計画的に進めることが必要でございます。すべての事業にわたりまして、スクラップなくしてビルドなすと、そういう考えのもと、適正な行財政運営を図りますとともに、入るをはかりて出るを制するという予算編成の原点に立ち返り、ゼロベースからの見直しを徹底し、経常経費の削減を図ろうとするところでございます。

本市は、本年2月合併しましたが、合併協議におきまして調整しました幾つもの項目がございます。合併協議におきまして協議された事項につきましては、極力守っていくのが基本であります。それらの調整した項目を一律削減するというものではありませんで、同等の事業効果を上げられませすための手法を検討しながら、経費の削減を図ってまいりたいということでございます。議員が申されましたように、調整項目であっても、見直しすべき部分があれば、今回予算編成時に限らず見直しを行ってまいらなさいかんと、このように思っている次第でございます。教育、あるいは福祉の後退のないようにと、このように御発言でございます。当然そういうことも念頭に置きながら考えていかなさいかんですが、全部が聖域というわけにもいかない面もあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

次に、市の計画を議決要件にすることについて、保育園等の学級担任についての助役の答弁を求めます。

高木助役。

助役（高木 巧君）

それではまず最初に、市の計画を議決要件とすることにつきまして答弁をさせていただきます。

本巢市第1次総合計画につきましては、現在策定中でございますが、この総合計画は、基本構想、それから基本計画及び実施計画の3本立てで構成されておまして、その中で基本構想のみが地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決が必要となると、議員先ほど御指摘のとおりでございます。それで、市の行政全般にかかわる計画、それから今後の市政の方向づけをするような計画について審議、議決の対象とすることにつきましては、地方自治法第96条第2項の規定によりまして、普通地方公共団体は条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができるとされておりますが、この場合におきましても、執行機関の権限として規定されている事項等について、議会の議決事項として、長の執行権を侵すことまで認められるものではないとする他の県での市町村指導の例もございます。このため、岐阜県議会12月定例会に、岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例が議員発議で上程されていること、また県レベルで9県におきまして同様趣旨の条例が制定されていること等を勘案し、議決機関である議会の考えを、各種計画や指針等にどのような方法で反映することが適当であるかを含め、他の市レベルの自治体の事例を調査・研究してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に2点目の、保育園等の学級担任は正職員にという御質問でございます。

2点ございますが、最初の本巢市立の保育園の現在の総クラス数は、先ほどこれも議員御指摘のとおり22クラスでございます。正職員担任クラスが15クラス、それから非常勤特別職員担任クラスが7クラスございます。このように、議員御指摘のとおり、約3分1のクラス担任が非常勤の特別職員で担任をさせていただいております。

児童福祉施設最低基準で規定されております定数上の保育士の取り扱いにつきましては、保育の基本は乳幼児が健康・安全で、情緒の安定した生活ができる環境の中で健全な心身の発達を図ること、また保育園の利用が一般化する中で、従来にも増して保育士のかかわりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子供を長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいことであると考えております。現在の状況は、前段でも述べましたが、正職員以外の職員をクラス担任としておりますその一つの理由として、育児休業中の正職員の代替職員として採用しているところもございますが、非常勤特別職員ではありますけれども、保育士の資格を有してまいりますし、また正職員同様の研修を受けさせたりして保育を実施されておりますので、児童福祉施設最低基準には抵触していないものと考えております。しかしながら、でき得る限り正職員のクラス担任設置が望ましいことではございますので、クラスを担当しない正職員をクラス担任とする人事異動で対応する一方、一挙に体制を変えるのは難しいことではございますが、少子化が進展する中、保育対象者の将来予測と退職予定者の状況を見ながら、保育士及び幼稚園教諭の採用を検討してまいりたいというふう

に考えております。御理解をいただきたいと思います。

保育園等の学級担任は正職員についての2点目の御質問がございました。大変失礼いたしました。答弁漏れがございましたので答弁させていただきます。

2点目の非常勤特別職員の身分の取り扱いについてでございますが、これまた議員御指摘のとおり、日々雇用職員は、本巣市日々雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱に基づきまして、雇用、労働条件等に関し必要な事項定めてございます。非常勤特別職員につきましては、報酬、費用弁償については、本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例により定めており、また、勤務時間、休暇等については、本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で市の規則で定める基準に従い、任命権者が定めることといたしております。このことから、非常勤特別職員の設置要綱で設置しております非常勤特別職員、具体的事例としましては、交通安全指導員だとか、教育相談員等がございまして、それぞれの要綱の中で、任期、報酬、勤務時間、休暇等雇用と労働条件を定めております。しかしながら、議員御指摘のとおり要綱等を制定していない非常勤の特別職員の例もございまして、これらの非常勤特別職職員の雇用、労働条件等については、雇用形態を踏まえまして、できる限り統一した基準で定めるよう、現在検討をいたしておる最中でございます。御理解をいただきたいと思います。大変失礼しました。

議長（白木 健君）

次に、市民活動への支援制度制定について企画部長の答弁を求めます。

高橋部長。

企画部長（高橋武夫君）

それでは4点目の御質問の、市民活動への支援制度制定についての答弁をさせていただきます。

先ほど言われましたように、6月議会におきましても鶉飼議員さんから御質問のあった件でございます。

地方分権一括法の施行によりまして、これからの地方自治につきましては、地域の特性を生かし、独自のまちづくりが求められまして、公助から相互、自助へ考え方を大きく変えていく必要がございます。行政と市民がそれぞれの役割を自覚いたしまして、相互に補完し、協力し合うことが重要であると考えております。現在、行政と市民との協働を進めるに当たりましては、自治会や各種団体の地域活動に対して補助金を交付するなどの支援を行っております。

議員の御指摘のNPOなどの市民活動への支援につきましては、岐阜市初め、他市においても、市民団体への活動支援の補助とかNPO法人への活動強化補助などの制度がございます。本巣市におきましても、支援する対象、それから活動の内容などについて、他の市町村の事例等を調査いたしまして、来年度の制度の創設に向けて、今後、真剣に検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。以上でございます。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

鶉飼君。

46番（鵜飼静雄君）

少し再質問をいたします。

1番目の来年度予算編成に当たってということにつきましては、大筋としては結構でございますが、少し確認的な意味も含めてお伺いをしたいと思います。

基本的には、合併で調整したことについては守っていくと、ただ、ものによっては変更もあり得ると、そこまでは結構なんですね。ただ、旧町村の時代に、糸貫では私がお伺いしましたし、ほかの町でも合併協議が進んでいる状況の中で、先ほど申し上げたようないろんな住民福祉、サービス、あるいは住民負担の問題については、よその例も挙げながら、そう簡単に変えるようなことはないでしょうねというような質問をほかでもされていると思うんですね。私もいたしまして、先ほどは西東京の例で申し上げたんですが、その前のときにもそういう例を申し上げて、少なくとも数年間は守っていかないかんとというような答弁をされたんですね。ある町長は5年ぐらいは守っていきたいというような話をされておったという話を聞いておりますが、そういう状況からすれば、来年度予算というのはまだ2月ですから、細かくいうと3年目になるかもしれませんが、実質的には2年目ですね。西東京みたいにもう翌年からころころ変わるというようなそんなみともないことは、やっぱりやるべきではないし、住民に対する背信行為にもなると思うので、100%そのままというわけにはいかないということは現実の問題としてありますが、そうした中でも、住民が、福祉やサービス、負担についてこういう約束をされている、だから合併に賛成したんだというようなものについて、それはやはり最後のとりでとして守っていくべきだろうというふうに思います。先ほどの市長の答弁は、そういうふうにもとれますし、若干そこにいろんなニュアンスを持っているかなというような気もしないでもないというような感じがしがちなので、改めてそのあたりを確認したいと思います。

二つ目は結構でございますが、3番目について、たまたまインターネットで、中央児童福祉審議会保育部会の保母定数上の短時間勤務保母の取り扱いという部分を見ておまして、先ほど助役の答弁を聞いておりますと、全くこれを見て答弁をされているんだなというふうに思いました。この中に、確かに最低基準上の保母定数の一部に、短時間勤務保母を当てても差し支えないものと考えられているというふうに書いてあります。けれども、ここには書いてありませんけれども、厚生労働省は短時間勤務保育士を配置する際の要件として、各組、あるいは各グループに常勤保育士1名以上を配置するという要件は維持するから、今申し上げたような短時間保母を設置しても問題はないんだというような言い方をしているようであります。例えば、クラスが二つあって正職員が1人、もう一方は非常勤だと。でも、混合、混合保育という言い方は悪いですけども、二つ一緒にグループ保育をするから、その中に1人以上いるからいいという言い方もあるわけでありまして、けれども、じゃあ何人までが一つのグループとしての基準が決められているかということ、それはまだ決まっていないみたいであるんです。そうすると、際限なく何クラスがあろうと、例えば3歳児、4歳児各年齢値に合わせて、1人正職員があつて、あとは何クラスあろうと、非常勤特別職でもいいという話になってしまうんですね、グループ化すれば。だから、本当にそれでやるというのであれば、例

えば30人まで、40人までだったら一グループにしてもいいんだと、その中には最低限1人は正職員を置くだというふうに決まっておればまだしも、それもなさそうであります。そうした中で、特に私は市の段階でよく考えてほしいのは、厚生労働省が、あるいは国が最低基準には抵触しないからいいんだというふうに言っても、例えば保育料、国の基準のとおり取っている市というのはまずないですね。それは、国の基準が余りにも実態からかけ離れて、とても国民の、住民の納得を得られるものではないからです。だから市に合った形で保育料などを定めているわけであります。そういう観点からすれば、こうした職員体制についても、国がどうかということもありますけれども、それ以上に、じゃあ今の市の中で子供に本当に責任を持った保育をやっていく上で、今のような3分の1が非常勤特別職、俗に言えば臨時ですね。そうした人たちがやるのがいいのかどうか、このことは本当に真剣に考えないと、子供はこの本業市にとっても宝ですから、その点で、改めてこれから退職者の状況を見ながらとかいうことではなしに、やっぱり計画的にどう改善していくかという方針を改めてお伺いしたいと思います。

それともう1点、非常勤の特別職の身分について、先ほど申し上げたように、合併協議会の中では、4町村の長が協議をして定めるというふうになっていたのが、何で定められていないのか。もう今の段階だったら4町村の長が相談して定めるというふうにはならないわけですから、だからもう合併協議で決めて、本当は2月1日までにやるという予定だったんでしょう。それができないまま今まで延び延びになっているというのは不正常だし、そういう中で非常勤特別職という形でどんどん正職員みたいに扱われている、そのように配置をされているということがまた不正常だと思うんですね。どうしてそういう状況になっているのか、そのことも含めて再答弁をお願いします。以上です。

議長（白木 健君）

予算反映について市長から答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

鵜飼議員から再質問がございましたのでお答えしますが、ちょうどこの折に、来年度予算の中で、義務的経費とか、あるいは繰出金、投資的経費等々除いた部分で7割カットと、このように申しておるんですが、一般の市民に対しては、全体の予算が3割カットされるというふうにとられている向きもありますので、この機会にもう少し詳しくまず申し上げたいと思います。

16年度対比で7割と言っておりますが、まず16年度は全体の事業費が、先日も申しましたように162億円でございます。このうち一般財源の予算額は121億6,000万、全体の事業費162億5,000万ということであります。その121億6,000万のうち、削減対象とするものについては35億8,000万であります。投資的経費等につきましては、これはさわらない部分ですが27億6,700万、さらに義務的経費が58億1,200万というふうになっておりまして、この35億8,000万につきまして3割カットしていきたいと、約10億円ですが、そういうことで申しているところでございますので、際、申し上げたいと思います。

そこで、本題の再質問の件でございますが、いずれにしましても、この少子・高齢化の時代でご

ざいまして、少子化につきましても、大きな負担をしていかなきゃいかんと。子育てしやすい環境をつくっていく、あるいは医療費の無料化等々ありますし、また、たくさん産んでいただいた方にはお祝い金も出すというようなことで、その対策もとっていかなきゃいかんと。また一方、高齢化がだんだん進んでおりまして、本巢市の場合も年に1割ずつふえていくという状況でございます。この高齢者に対する負担が大きでございます。きのうも市内小柿地域の方で、安藤さんという方が100歳になられましたので、50万円持ってお祝いに行ってまいりました。これで、市内の100歳以上の方は5人になったんですが、来年はまた4人ふえるという話があります。そうしたことも総合的に考えまして、御高齢の方に対する費用もだんだんかかってくるということでございます。少子化は働き手がなくなるということで、税収に将来的にも結びついていくわけです。2007年には、日本の人口がピークを迎えて、それ以降は漸減していくというような状況でございます。そういうことを長期的に見ましても、現在、市政を長続きする市政にしていかなきゃいかんと。今よければいいというわけにもいかなきゃいかんとというふうに思っているわけですし、十分そういうことを踏まえて、新年度の予算編成には対応していかなきゃいかんのではないかと、このように思っております。極力後退しない教育、福祉、そういう姿勢は当然守っていかなきゃいかんですが、一方では、皆様方と協議しながら、スクラップするものはスクラップする、あるいは削減するというようなことで対応をしていかなきゃいかんと、このように思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（白木 健君）

保育園のクラス担任について高木助役から回答を求めます。

助役（高木 巧君）

まず最初にクラス担任の関係でございますが、議員御指摘のとおり、私もその最低基準に係りますところの通達、同じものを見せていただいておりますが、ここで各組とか各グループという言葉がございますけれども、先ほど22クラスのうち7クラスにおいて、正職員以外のクラス担任がおりますということでございますが、これはあくまで各組という単位でとらえた非常勤特別職員の配置でございますし、先ほど来申し上げておりますように、当然のことながら、育児休業中の職員に係るところの代替は、非常勤特別職員で対応するというのもございますし、さらには、フリーという言葉を使っておりますけれども、クラス担任ではない正職員を担任につけるような方法とか、それでも、保育所におきましては七つの非常勤特別職員をすべて正職員でもって対応することにはなりませんので、その意味で、将来正職員化していくための退職者並びに、もう一つ推計は大変難しい部分がございますが、少子化の中で、どういう保育所の適正が保育児童数、このあたりを見きわめながら、採用計画といいますが、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それからもう1点、合併時に合併協議会の調整内容の中に、特別職の取り扱いについて4町村の長が協議して定めると、こういうくだりの部分がございますが、それは大変分厚いものでございますが、そのかがみの部分を持ってきてはおるわけでございますけれども、この特別職及び行政委員

会委員等の身分の取り扱いについて、法に特別の定めのある場合はその規定を適用する。なお、当該規定のない場合は4町村の長が協議して定めるものとする。このなお書き以降が、この特別職の職員という、臨時的任用の職員もこの部分に当てはまります。したがって、特別職の中には、市長並びに行政委員会の委員等も入っておりますし、例えば選挙管理委員さんだとか、教育委員会の委員さんだとか、こういった部分については協議がなされておりますが、非常に数多い非常勤の特別職員につきましては、正直申し上げまして、すべて規定が整備されておるわけではございません。先ほど申し上げましたように、現在その一本化について作業中でございますので、いましばらくお時間をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

1番目については、基本的に守りつつやっていくということで、再度お伺いしたいのは、特に助役にお伺いいたしますが、先ほど市長の話の中にも若干ありましたけれども、本巢市の子供の将来見込みというのは、若干でも増ですね。全国的に言えば減ですけども、本巢市は増になっていると思うんですね。仮に減少していくということであれば、今、正職員ばかりにしたときに子供が減ったときにまた大変だなというふうに思われるかもしれないけれども、今、増という状況の中で、正職員を当てて、きちんと保育していくということに何の差しさわりもないと私は思うんですね。今後の状況を見ながら、退職者とかいろんなことを含めて今後考えていくということでありませけれども、それにしたって、計画的に物事を進めていかないと、なかなかこれはできないんですね。旧町の時代に、これが現実的に進まなくて、本巢市に持ち越しになっているわけです。だから、そういう意味ではもう何年も前からの状態なんですね。ことし、去年という話ではないわけですから、それがなかなかうまく進んでいないというのは、やっぱり計画的に物事は考えられていないという結果だと私は思うんです。だから、本当に今の形が正常ではないというふうに思われれば、これで全く問題はないというふうには、先ほどの答弁からは私は思いませんので、正常でないというふうに考えられるのであれば、5年計画でも何年計画でもまだいいですけども、順次正常化していくということは必要だと思うんですね。これからいろんな状況を勘案しながら考えていこうということなしに、そういうことも踏まえつつ計画を立てて、だんだん正常化をしていくというふうな方向づけをしていただければ私は結構なんです、そういうことはどうなんでしょう。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

先ほど来申し上げておりますことは、少々奥歯に物が挟まったような部分も聞こえるかもしれませんが、先ほど冒頭に申し上げましたように、正規の職員でもって、保育士を確保することが原則であり、望ましいこととございますというふうなことを申し上げたと思いますが、その中で、もろ

もろの状況、減の要素になるのか増の要素になるのか、社会情勢非常に微妙な部分がございますので、確かに根尾地域におきましては、保育児童数は将来ふえるということは想定できかねる部分もございますが、じゃあ真正地域はどうかということになりますと、現実児童数がふえておる部分がございますので、トータル的にどういうことになるのか、そのあたりをいろんな指標を比べながら、増加傾向にある中でどう対応していくのかということも含めて検討してまいるといってございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号33番 春日井万里君の発言を許します。

春日井君。

33番（春日井万里君）

本日3点の通告をさせていただきます。

決して市政を正す文章ではございませんが、若干外れてはおりますがお許しを願ひたいと思ひます。

1点目といたしまして、市の指定の芋観桜の件でございます。

ことしの春、桜の開花時期にたまたま新聞社に掲載されました関係で、大変多くの見学者がお見えになりましたのは事実であります。ところが、現地には多くの問題点が見受けられますので、不正な点を改正するなり、整備をされることをお願ひするものであります。

まず道路が狭いということ。それから、舗装もされていない。そして、1台の駐車もするスペースがございません。何よりも、見学者に対しての道案内の看板もございません。そして、歴史というか、桜のいわれを書かれた看板も設置されてはおりません状況ですので、何とかその辺を整備をしていただきまして、少しでも早く完成させていただきたいと思ひます。それで、来春の4月までには時間もございませんが、最低でも、見学者の道案内の看板と桜のいわれを書かれた看板を設置していただきたいと思ひます。

続きまして2点目でございますが、文殊の森公園に携帯電話用のアンテナの設置の件ですが、これはあくまでもこちらの要望にすぎませんけれども、市の行政側から国、郵政公社の方へ働きかけをお願ひするものであります。

近年、文殊の森公園の来客者も多くなってきました中、現地において過去2名の方が、骨折等による重傷患者が出ております。今では、文殊の森に設置されてあった公衆電話も、取り外してありません。また、携帯電話の電波も弱く、途中切れてしまい、携帯電話としての機能もせず、救急車等と呼ぶことができない状況でございます。そこで、市民の安全と市の公園として、早急に国への働きかけをお願ひするものでございます。

3点目ですが、本庁舎の前にございます芝生の多目的広場の有効活用の件ですが、現在、市のイベントに使用されたり、また、週に幾度かグラウンドゴルフ等に使用されています。そこでお尋ねするものでございますが、少年サッカー等の小学生でございますが、月に1度ぐらいの芝の上で練習はできないかということをお尋ねするものでございます。特にこの点は詳しく御説明を伺いたい

と思います。

以上3点で終わりです。

議長（白木 健君）

市役所前の多目的広場の有効活用について、教育長から答弁を求めます。

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

多目的広場は、本巢市体育施設条例に位置づけられた施設であります。出入りが自由にできますし、芝生でありますことから、多くの市民が集う多目的施設、公園、すなわち芝生広場といった思いが強いと感じられます。土曜日、日曜日になりますと、自由に遊ぶ子供たちや親子連れのほほ笑ましい姿が見られまして、公園としての状況を呈しております。

今回、サッカー場として利用できないかというお話でございますが、サッカー場としての利用は、北側のフェンスが低く、また施設が車道と隣接していますので、練習中にボールが車道に出て、大きな事故等は起きないとも限りません。また、車が傷つきはしないかと危惧されます。高いフェンスを設置しますと、本庁舎の周りの景観を損ねます。本巢地域には、本巢総合運動場がありまして、常時サッカーができるコートもあります。事故、設備等のことを考えますと、体育施設としての活用ではなく、いわゆる芝生広場的な公園施設としての活用が望ましいと考えますので、御賢察賜りたいと思います。

〔33番議員挙手〕

議長（白木 健君）

春日井君。

33番（春日井万里君）

それでしたら、フェンスを高くすればいいということでしょうか。

それから、さらに多目的と書いてございますので、幅広く使えるということですので、その辺のところはどうかと思います。

議長（白木 健君）

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

フェンスを高くするとかということじゃなくして、あの施設ができたときの、いわゆる本巢多目的広場は、一つはゲートボール場として、もう一つは芝生広場として使っていきたいと、そういう施設の設置が掲げられておりますので、先ほど申し上げましたように、憩いの広場的な形で使っていきたいなということを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（白木 健君）

通告制度ですから、やっぱり通告しただけはしっかり質問をやっていただきたい。お願いとか要望なら何も通告せんでもいいんですから、全協でもできることから、そのようにひとつしっかりと、先輩議員やから頑張ってもらってやっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、以上で通告の一般質問はすべて終了いたしました。よって、市政一般に対する一般質問はこれをもって終了いたします。

暫時休憩をいたします。3時10分から再開をいたします。

午後2時55分 休憩

午後3時08分 再開

議長（白木 健君）

それでは引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。発議第23号 平成17年度地方交付税所要額確保に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第23号を議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、発議第23号を追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

ただいまから、追加議事日程表と追加議案書をお配りいたします。

〔資料配付〕

追加日程第1 発議第23号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより追加日程第1、発議第23号 平成17年度地方交付税所要額確保に関する意見書についてを議題といたします。

発議第23号は、総務常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の結果の報告、並びに本案について提案者の説明を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

議長付託を受けた平成17年度地方交付税所要額確保に関する意見書について、12月9日本会議終了後、10時30分から第1委員会室で、委員12名全員、議長及び説明のため助役、総務部長の出席を求め、総務常任委員会を開催いたしました。

政府は、平成17年度予算編成を控え、地方交付税について、平成17年度及び18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、基本方針2,004を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源総額を確保するとされているが、三位一体改革とは別枠で地方交付税を削減するとの報道もあり、財政当局も前年度同様の削減を求める動きがあり、本市において、来年度は約1億円強の減額が予想されていますので、当委員会としましては、意見書提出について全会一致で賛成することに決定いたしました。以上、総務常任委員会の報告とし、発案理由については意見書案を朗読して説明にかえますので、よろしく申し上げます。

お手元に配付してあります意見書を朗読させていただきます。

平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書（案）。

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。

平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来さないようにすべきである。

よって、国は、平成17年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものである。

記、1．昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。

2．税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障を強化して対応すること。

3．地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月、岐阜県本巣市議会。衆議院議長 河野洋平様、以下6名であります。

以上で、総務常任委員会の報告と意見書の提出についての説明を終わります。

適切な議決をいただきますようお願いをいたします。

議長（白木 健君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。よって、討論を終了いたします。

これより発議第23号を採決いたします。

発議第23号を、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。したがって、発議第23号 平成17年度地方交付税所要額確保に関する意見書については採択することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（白木 健君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12月14日から12月21日までを休会とし、12月22日午前9時から本会議を開会したいので、御参集くださいますようお願いを申し上げます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

